【表紙】

【提出書類】	**有価証券報告書**
【提出先】	**関東財務局長殿**
【提出日】	**2018年12月21日提出**
【計算期間】	**第２期（自　2017年10月３日　至　2018年10月１日）**
【ファンド名】	**ひふみ年金**
【発行者名】	**レオス・キャピタルワークス株式会社**
【代表者の役職氏名】	**代表取締役社長　　藤野　英人**
【本店の所在の場所】	**東京都千代田区丸の内一丁目11番１号**
【事務連絡者氏名】	**齋藤　光代**
【連絡場所】	**東京都千代田区丸の内一丁目11番１号**
【電話番号】	**03-6266-0124**
【縦覧に供する場所】	**該当事項はありません。**

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①当ファンドの目的

当ファンドは、受益者の長期的な資産形成に貢献するために、円貨での信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、ひふみ投信マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を通じて国内外の株式に投資することにより、積極運用を行ないます。

②信託金の限度額

２兆円を限度として信託金を追加できるものとします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

③基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する方針」に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

○商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信	国内	**株式**
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信		その他資産
	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜分類における定義＞

単位型投信・追加型投信の区分・・・「追加型投信」

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域による区分・・・「内外」

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産による区分・・・「株式」

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式		**グローバル**		
一般	**年１回**	**（日本を含む）**	**ファミリーファンド**	
大型株		日本		
中小型株	年２回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	
債券		欧州		あり
一般	年４回	アジア		（　　）
公債		オセアニア		
社債	年６回（隔月）	中南米		
その他債券		アフリカ		
クレジット属性	年12回（毎月）	中近東（中東）		**なし**
不動産投信		エマージング		
その他資産（投資信託証券　株式 一般）	日々			
資産複合				
資産配分固定型	その他			
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

＜分類における定義＞

投資対象資産による属性区分・・・「その他資産（投資信託証券（株式　一般））」

マザーファンドへの投資を通じて、主として株式に投資するもののうち、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

決算頻度による属性区分・・・「年１回」

目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資形態・・・「ファミリーファンド」

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を対象として投資するものをいいます。

投資対象地域による属性区分・・・「グローバル（日本を含む）」

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が（日本を含む）世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジによる属性区分・・・「なし」

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて投資を行ないます。そのため、投資対象資産は「その他資産（投資信託証券（株式　一般））」と記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

④当ファンドの特色

運用にあたっては、国内外の長期的な経済循環を勘案して、適切な国内外の株式市場を選び、そのなかで、長期的な企業の将来価値に対して、その時点での市場価値が割安であると考えられる銘柄を選別し、長期的に分散投資します。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が一時的にできない場合があります。

ファンドの目的

「ひふみ年金」は、受益者の長期的な資産形成に貢献するために、円貨での信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、ひふみ投信マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を通じて国内外の株式に投資することにより積極運用を行ないます。

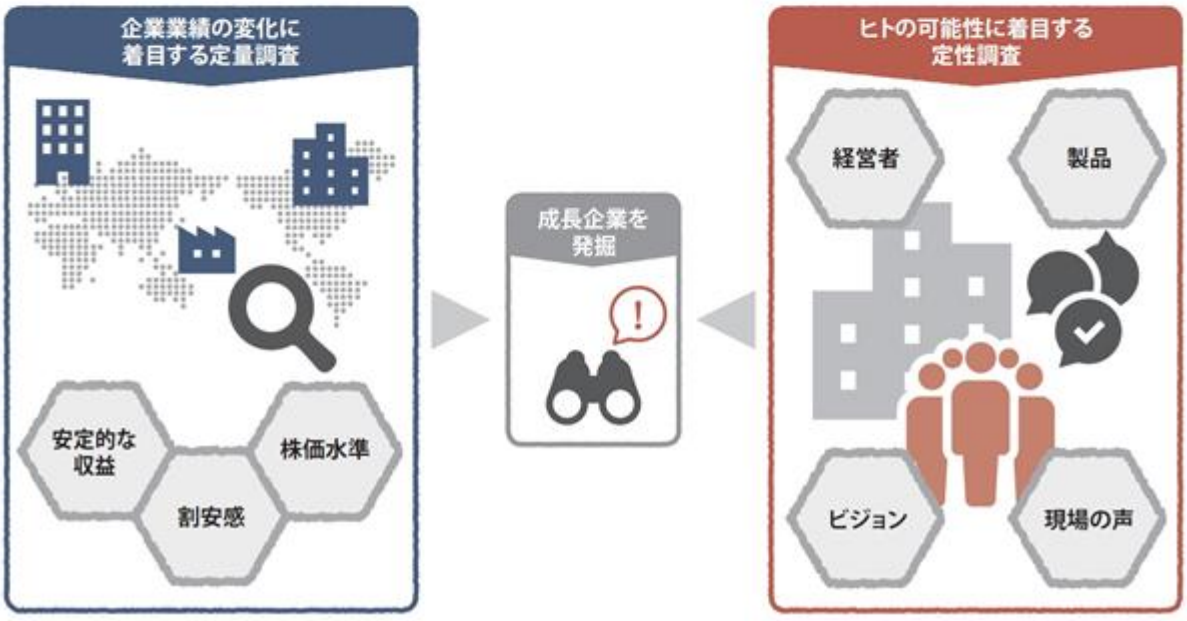
ファンドの特色

「ひふみ年金」は、マザーファンドを通じて信託財産の長期的な成長を図るため、次の仕組みで運用します。

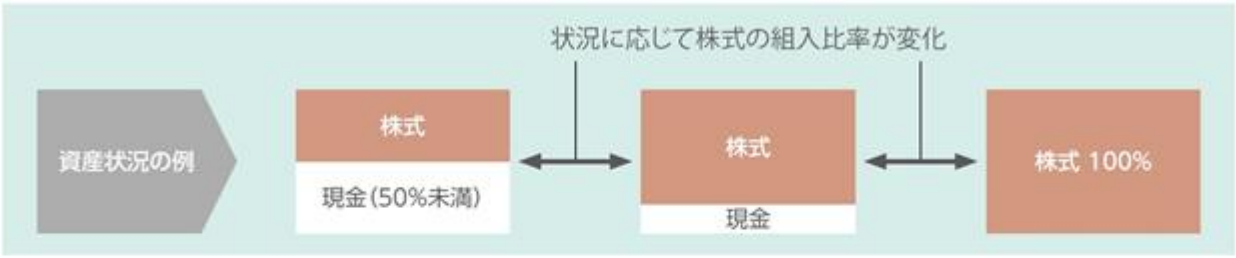
特色1 国内外の上場株式を主要な投資対象とし、市場価値が割安と考えられる銘柄を選別して長期的に投資します。

- 国内外の長期的な経済循環や経済構造の変化、経済の発展段階等を総合的に勘案して、適切な国内外の株式市場を選びます。
- 長期的な産業のトレンドを勘案しつつ、定性・定量※の両方面から徹底的な調査・分析を行ない、業種や企業規模にとらわれることなく、長期的な将来価値に対してその時点での市場価値が割安と考えられる銘柄に長期的に選別投資します。

※定性…経営方針や戦略など数値に表れない部分　定量…財務指標や株価指標等の数値
※外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。



特色2 株式の組入比率は変化します。

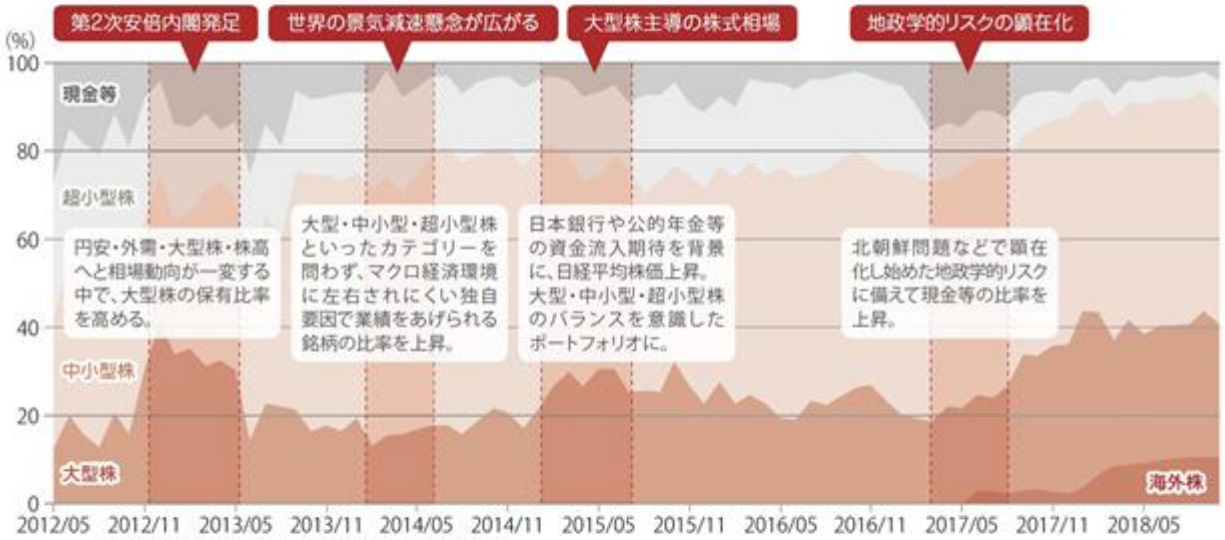


例えば、組入銘柄の株価水準が割高と判断した時に、利益確定や下落リスク回避のために保有株式を一部売却する場合があります。また、市場価値が割安と考えられる銘柄が無くなっていると判断した時に、買付を行なわずに好機を待つ場合があります。このような状況においては、ポートフォリオに占める株式の比率が低くなります。一方で、市場価値が割安と考えられる銘柄が多くあると判断した時には、株式を買い付けることによってポートフォリオに占める株式の比率が高まる場合があります。

(注)組入比率が変化する事例は上記に限りません。
証券投資信託は、法令上、信託財産の総額の二分の一を超える額を有価証券に対する投資として運用することが求められています。

■ひふみ投信マザーファンドの時価総額別構成比率の推移

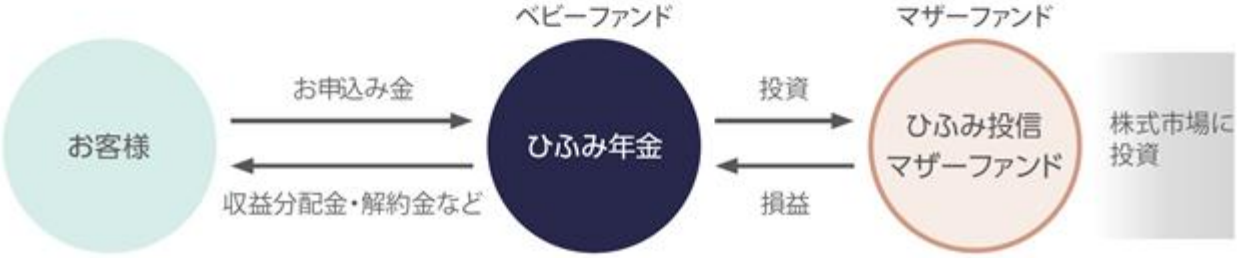
日本のみならず、世界の大型株から超小型株までを投資対象とし、業績や企業規模にとらわれることなく、常に変化する株式市場に応じて柔軟な運用を行ないます。



期間:2012年5月末～2018年10月末(月次)
各月末時点のマザーファンド純資産総額を100%として計算。
時価総額300億円未満を超小型株、時価総額300億円～3,000億円を中小型株、時価総額3,000億円超を大型株と定義。ひふみ年金の資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行ないます。

特色3 運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行ないます。

ファミリーファンド方式とは、ベビーファンド(ひふみ年金)の資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行なう仕組みです。

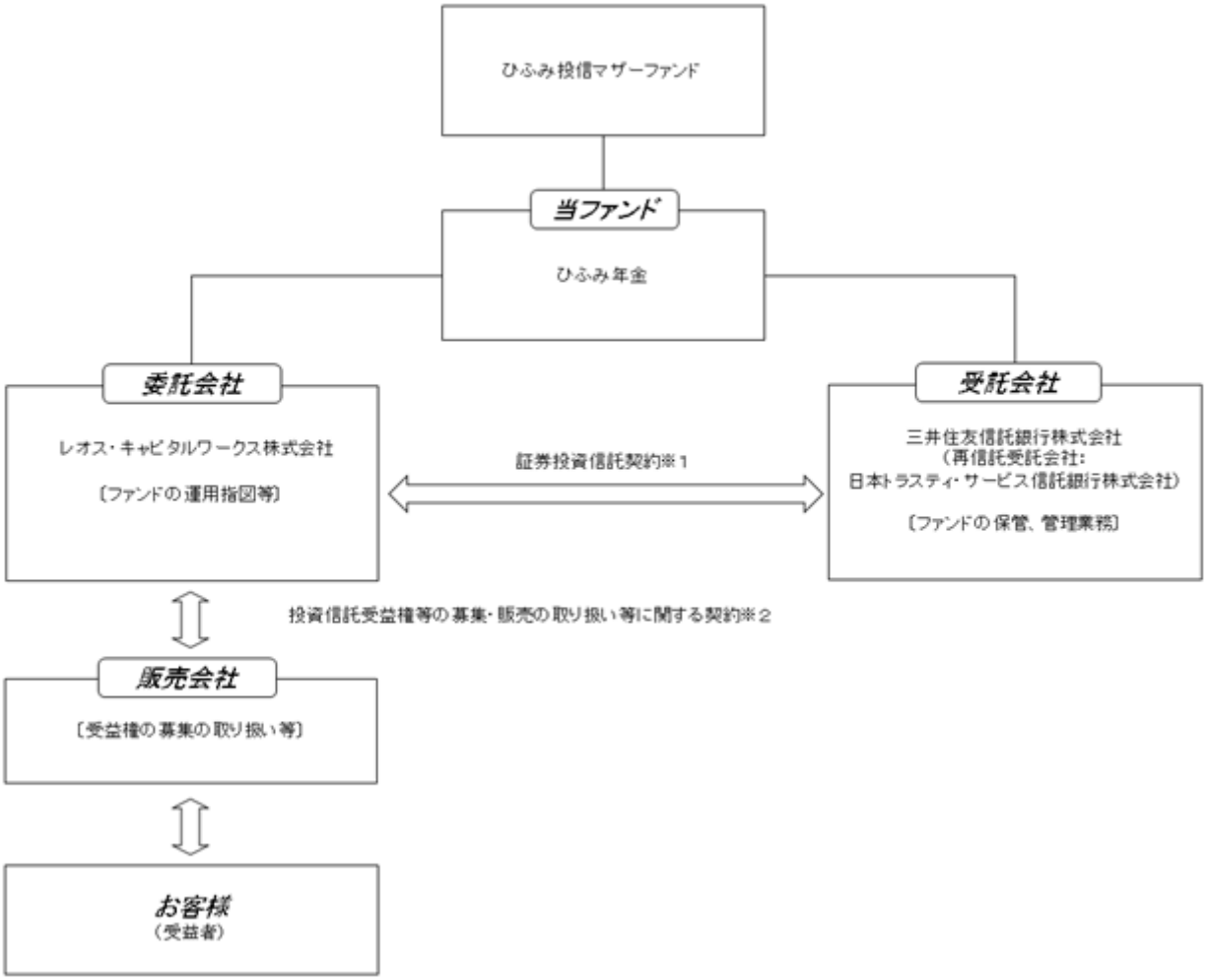


（２）【ファンドの沿革】

2016年10月３日　　信託契約締結、設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①当ファンドの仕組み



※１　「証券投資信託契約」とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めなどの内容が含まれています。

※２　「投資信託受益権等の募集・販売の取り扱い等に関する契約」とは、投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。当ファンドの販売会社として、受益権募集の取り扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行なうなどの内容が含まれています。

②当ファンドの関係法人と関係業務

委託会社：レオス・キャピタルワークス株式会社

信託約款、有価証券届出書および有価証券報告書の作成、信託財産運用指図、目論見書および運用報告書の作成等の業務

受託会社：三井住友信託銀行株式会社

信託財産の保管、管理、信託財産の計算、設定された受益権の振替機関への通知、外国証券を保管管理する外国の保管銀行への指示連絡等の業務を行ないます。

受託会社から当ファンドの資産管理業務の委託を受けた再信託受託会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行です。

販売会社 受益権の募集、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い、運用報告書の受益者への交付等の業務を行ないます。

③委託会社の概況

１．名称

レオス・キャピタルワークス株式会社

２.本店の所在の場所

東京都千代田区丸の内一丁目11番１号

３.資本金の額

2018年10月末現在、100,000千円

４.会社の沿革

2003年４月　　レオス株式会社として設立
2003年８月　　投資顧問業登録（関東財務局長第1159号）
2003年９月　　レオス・キャピタルワークス株式会社に商号を変更
2007年９月　　投資信託委託業認可取得（内閣総理大臣第80号）
2007年９月　　金融商品取引業者登録　関東財務局長（金商）第1151号
2008年10月　　ひふみ投信の販売開始
2009年２月　　株式会社ＩＳホールディングスに第三者割当増資を実施
2009年６月　　本社を東京都千代田区丸の内へ移転
2012年５月　　ひふみプラスの販売開始
2016年10月　　ひふみ年金の販売開始

５.大株主の状況（2018年10月末現在）

株　　主　　名	住　　所	所有株式数	比率
株式会社ＩＳホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目11番１号	6,434,500株	53.55%
株式会社３Ａ	千葉県千葉市稲毛区稲毛東一丁目18番17号	1,453,800株	12.10%
遠藤　昭二	千葉県千葉市稲毛区	1,427,300株	11.88%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、受益者の長期的な資産形成に貢献するために、円貨での信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、マザーファンドの受益証券を通じて国内外の株式に投資することにより積極運用を行ないます。

②投資態度

主としてマザーファンドの受益証券に投資します。

なお、運用成果について目標とするベンチマークは設定しません。

（２）【投資対象】

国内外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。）に投資するマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

①投資の対象とする資産の種類(約款第14条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．　デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②運用の指図範囲等(約款第15条第１項)

委託会社は、信託金を、主としてレオス・キャピタルワークス株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号に定めるものをいいます。）

９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号に定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

    なお、第１号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものおよび第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号（投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第15条第２項)

委託会社は、信託金を②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④その他の留意事項

前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認める場合は、委託会社は、信託金を前記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（参考）マザーファンドの概要

運用の基本方針

約款第15条に基づき委託会社の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

２．運用方法

（１） 投資対象

国内外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

（２） 投資態度

運用にあたっては、国内外の長期的な経済循環を勘案して、適切な国内外の株式市場を選び、その中で、長期的な企業の将来価値に対して、その時点での市場価値が割安であると考えられる銘柄を選別し、長期的に分散投資します。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が一時的にできない場合があります。

（３） 投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

① 株式（新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

④ 先物取引等は、約款第18条の範囲で行ないます。

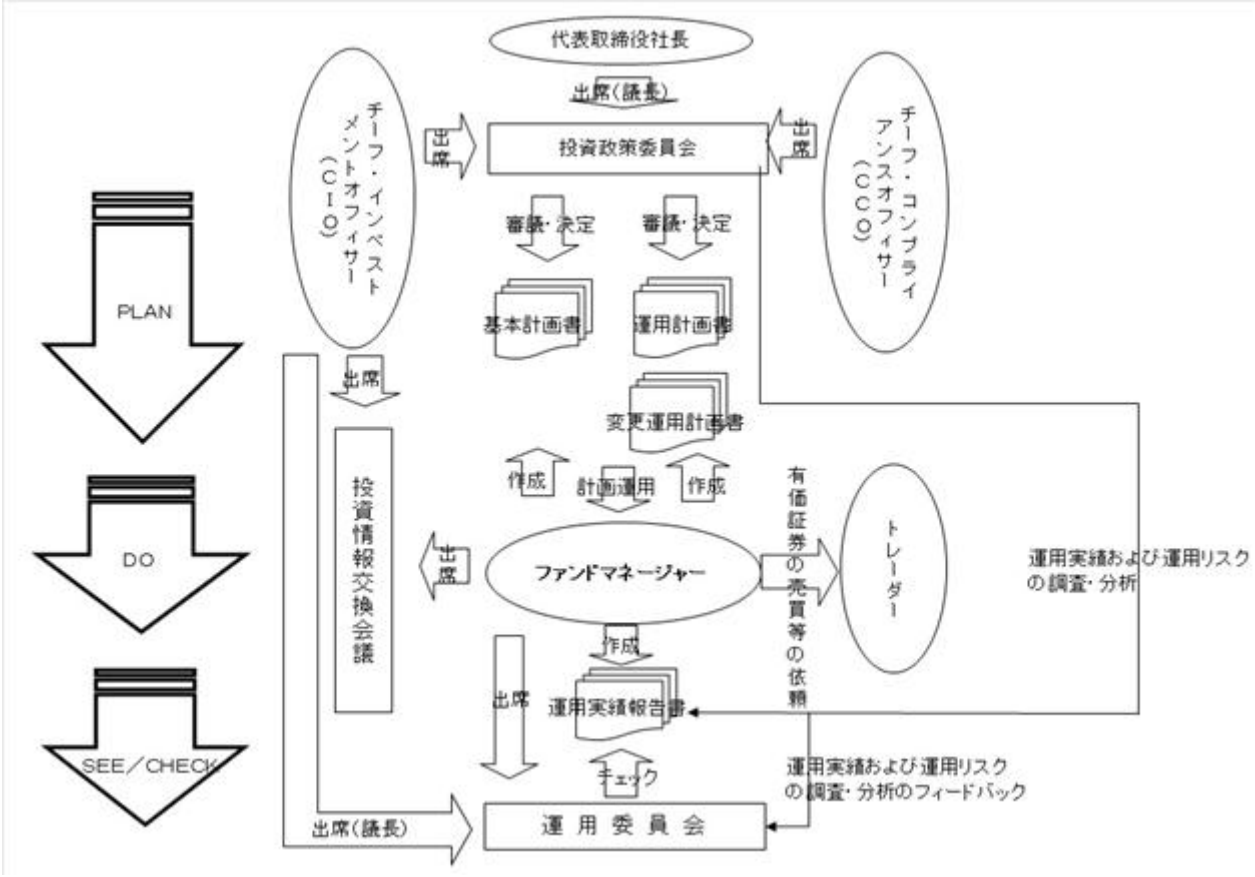
⑤ スワップ取引は、約款第19条の範囲で行ないます。

⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第20条の範囲で行ないます。

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は、次のとおりです。

当ファンドの運用執行は、ファンドマネージャーが策定し、投資政策委員会において審議・決定された「運用計画書」にしたがい、ファンドマネージャーが行ないます。また、法令、信託約款および社内規程等の遵守状況については、チーフ・コンプライアンスオフィサー（ＣＣＯ）およびコンプライアンス部長が、投資政策委員会においてチェックを行なっています。



＜代表取締役社長＞

・投資政策委員会の委員長として、「基本計画書」、「運用計画書」、分配政策等を決定します。

＜チーフ・インベストメントオフィサー（ＣＩＯ）＞

・運用委員会の委員長となり、主として、運用にかかわる組織運営、ファンドマネージャーの任命・変更および基本的な運用方針の決定、運用状況の把握等を行ないます。

＜投資政策委員会＞

・代表取締役社長、取締役（社外取締役を除く。）、チーフ・インベストメントオフィサー（ＣＩＯ）、チーフ・コンプライアンスオフィサー（ＣＣＯ）、運用本部長、営業本部長、管理本部長、運用部長、コンプライアンス部長等がメンバーとなり、原則として、毎月１回会議を開催します。

・「基本計画書」（ファンドの諸方針等を定めるものをいいます。）、投資環境の分析、市場動向の見通し等をふまえて、原則として、毎月作成する「運用計画書」等を審議・決定するほか、運用実績や運用リスクの調査分析を行ないます。

・コンプライアンスの観点から計画書の検証も行なわれます。

＜ファンドマネージャー＞

・「基本計画書」、「運用計画書」を策定し、投資政策委員会へ提出します。

・投資政策委員会において決定された「基本計画書」、「運用計画書」にしたがって運用を行ない、運用実績について「運用実績報告書」を作成し、運用委員会に提出します。

＜運用委員会＞

・チーフ・インベストメントオフィサー（ＣＩＯ）、運用本部長、運用部長、ファンドマネージャーがメンバーになり、原則として、毎月１回会議を開催します。

・ファンドマネージャーが作成した「運用実績報告書」に基づき、運用状況をチェックします。

・ファンドの運用実績および運用リスクの調査・分析等をチェックします。

＜投資情報交換会議＞

・チーフ・インベストメントオフィサー(ＣＩＯ)、運用本部長、運用部長、ファンドマネージャー、運用部員等がメンバーとなり、原則として、週１回以上会議を開催します。

・信託財産の運用にかかわるあらゆる事項（社会・経済、政治、企業、海外動向等）について討議し、情報を交換します。ファンドマネージャーは、その討議内容を参考にして運用します。

＜チーフ・コンプライアンスオフィサー(ＣＣＯ)＞

・コンプライアンス面から、当社の運用業務およびコンプライアンス部の統括を行ないます。

・コンプライアンス部長とともに投資政策委員会に出席し、審議内容についてチェックします。

・コンプライアンス部の報告等に基づき、必要に応じて運用にかかわる業務改善を指示・命令します。

＜トレーダー＞

・トレーダーは、ファンドマネージャーからファンドに係る有価証券等の売買等の依頼を受け、取引を実行します。

・トレーダーには、法令諸規則に則り、コンプライアンスに配慮して、発注業務等を行なうことが社内規程で義務付けられています。

当社では、信託財産の適正な運用の確保および受益者との利益相反の防止等を目的として、各種社内諸規程を設けております。

当ファンドの運用体制等は、2018年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

１．収益分配方針

年１回の毎決算時に、原則として、次の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。

③収益の分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

２.収益の分配方式

①配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費（監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金をお客様（受益者）に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

②売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費（監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、お客様（受益者）に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

３．収益分配金の支払い

①当ファンドの決算日

毎年９月30日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

②分配金の支払い

「ひふみ年金」は、分配金再投資専用です。収益分配金は、「ひふみ年金」の受益権の取得お申込金として受け入れさせていただき、お客様（受益者）ごとに、販売会社が当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得のお申込みに応じたものとします。

収益分配金の再投資は、無手数料です。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客様（受益者）（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権では取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得お申込者とします。）にお支払いします。

（５）【投資制限】

１．信託約款に定める投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

②株式（新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

④投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

⑤投資する株式等の範囲(約款第18条)

(ⅰ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、約款第17条の運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ⅱ)上記(ⅰ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑥信用取引の指図範囲(約款第19条)

(ⅰ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ⅲ)信託財産の一部解約等の事由により、上記（ⅱ）の売付けに係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行なうこととします。

⑦先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第20条)

(ⅰ)委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場（以下「外国の取引所」といいます。）におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(ⅱ)委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

(ⅲ)委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑧スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第21条)

(ⅰ)委託会社は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、約款第３条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

(ⅲ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

(ⅳ)委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（約款第22条）

(ⅰ)委託会社は、価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことを指図することができます。

(ⅱ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、約款第３条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

(iii)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(iv)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(ｖ)「金利先渡取引は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的な利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(vi)「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下⑨において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下⑨において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭、またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑩デリバティブ取引等に係る投資制限(約款第23条)

デリバティブ取引については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑪有価証券の貸付けの指図および範囲(約款第24条)

(ｉ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ii)上記(ｉ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii)委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑫有価証券の空売りの指図（約款第25条）

(ｉ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの

決済については、有価証券（信託財産により借入れた有価証券を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ⅲ)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ⅱ)の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑬有価証券の借入れの指図（約款第26条）

(ⅰ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ⅲ)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ⅱ)の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(ⅳ)上記(ⅰ)の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第27条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮外国為替予約取引の指図および範囲（約款第28条）

(ⅰ)委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ⅱ)上記(ⅰ)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ⅲ)委託会社は、上記(ⅱ)の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑯資金の借入れ(約款第34条)

(ⅰ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用を行なわないものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内とします。

2．借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(iii)一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金の入金日もしくは償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

(iv)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

(ｖ)借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

２．法令に基づく投資制限

①同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第９条)

同一の法人の発行する株式について、次の(ｉ)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(ｉ)委託会社が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii)当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

②デリバティブ取引の取引制限（金融商品取引法第42条の２第７号、金融商品取引業者等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行ない、又は継続することを内容とした運用を行なわないものとします。

③信用リスク集中回避（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）

信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行なうことを内容とした運用を行なわないものとします。

３【投資リスク】

当ファンドは、国内外の株式などの値動きのある証券等に投資するため、その基準価額は変動します。
したがって、お客様（受益者）の投資元本は保証されるものではなく、これを割り込むことがあります。委託会社の運用により生じるこうした基準価額の変動による損益は、すべてお客様（受益者）に帰属します。

お客様には、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえ、ご投資の判断をしていただくよう、よろしくお願い申し上げます。なお、下記のリスクはすべてのリスクを網羅しているわけではありませんので、ご注意ください。

当ファンドが有する主なリスクは、次のとおりです。

[株価変動リスク]

◆当ファンドは、国内外の株式を組み入れるため、株価変動の影響を大きく受けます。一般に株式の価格は、個々の企業の活動や業績、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動するため、株式の価格が下落した場合には基準価額は下落し、投資元本を割り込むことがあります。

[流動性リスク]

◆有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引が行なえない、または取引が不可能となる場合が生じることを流動性リスクといいます。この流動性リスクの存在により、組入銘柄を期待する価格で売却あるいは取得できない可能性があり、この場合、不測の損失を被るリスクがあります。

[信用リスク]

◆有価証券等の発行者や有価証券の貸付け等における取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想される場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となることを信用リスクといいます。投資した企業等にこのような重大な危機が生じた場合には、大きな損失が生じるリスクがあります。

[為替変動リスクおよびカントリーリスク]

◆外貨建資産を組み入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失が生ずることがあります。また、当該国・地域の政治・経済情勢や株式を発行している企業の業績、市場の需給等、さまざまな要因を反映して、当ファンドの基準価額が大きく変動するリスクがあります。

[資産の流出によるリスク]

◆一時に多額の解約があった場合には、資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際に当該売却注文が市場価格に影響を与えること等により、当ファンドの基準価額が低下し、損失を被るリスクがあります。

◆投資対象とする「マザーファンド」において、当ファンド以外のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

◆市場の急変時等には、前記の投資方針にしたがった運用ができない場合があります。

◆コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

◆換金性が制限される場合があります。詳しくは「第二部　ファンド情報　第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」をご覧ください。

◆投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

当ファンドは、株式などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
したがって、元金が保証されているものではありません。

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

リスク管理関連委員会・関連部門

◆パフォーマンスの考査

①運用委員会は、ファンドマネージャーが作成した運用実績報告にもとづき、ファンドの運用状況をチェックするとともに、運用実績および運用リスクの調査・分析等を行ないます。

②運用部門から独立した総務部が、ファンドのパフォーマンス状況を投資政策委員会に報告します。投資政策委員会は、総務部からの報告を受けて、ファンドのパフォーマンスに関する考査(分析、評価)を行ない、運用部門にフィードバックします。

◆運用リスクの管理

①総務部は、信託財産の市場リスクや信用リスクのモニタリングや投資制限等に係る管理を行ないます。重要な問題を発見した場合、総務部は、定められた部室長に対して報告を行ないます。

②総務部は、信託財産の運用リスク等の管理状況を適宜投資政策委員会に報告します。投資政策委員会は、運用リスクの調査・分析を行ない、運用部門その他関連部署へフィードバックすることにより、適切な管理を行ないます。

＜投資政策委員会＞

・代表取締役社長、取締役（社外取締役を除く。）、チーフ・インベストメントオフィサー（ＣＩＯ）、チーフ・コンプライアンスオフィサー（ＣＣＯ）、運用本部長、営業本部長、管理本部長、運用部長、コンプライアンス部長等がメンバーとなり、原則として、毎月１回会議を開催します。

・「基本計画書」（ファンドの諸方針等を定めるものをいいます。）、投資環境の分析、市場動向の見通し等をふまえて、原則として、毎月作成する「運用計画書」等を審議・決定するほか、運用実績や運用リスクの調査分析を行ないます。

・コンプライアンスの観点から、計画書の検証も行なわれます。

＜運用委員会＞

・チーフ・インベストメントオフィサー（ＣＩＯ）、運用本部長、運用部長、ファンドマネージャーがメンバーとなり、原則として、毎月１回会議を開催します。

・ファンドマネージャーが作成した「運用実績報告書」に基づき、運用状況をチェックします。

・ファンドの運用実績および運用リスクの調査・分析等をチェックします。

＜総務部＞

運用部門から独立した総務部が、ファンドのパフォーマンス状況のモニタリングに加え、信託財産の市場リスクや信用リスクに係る状況のモニタリングや投資制限等に係る管理を行ないます。

投資制限への抵触に関する事項について、総務部は、コンプライアンス部長および運用部長に報告します。

総務部は、運用リスク等の管理状況を適宜、投資政策委員会に報告します。

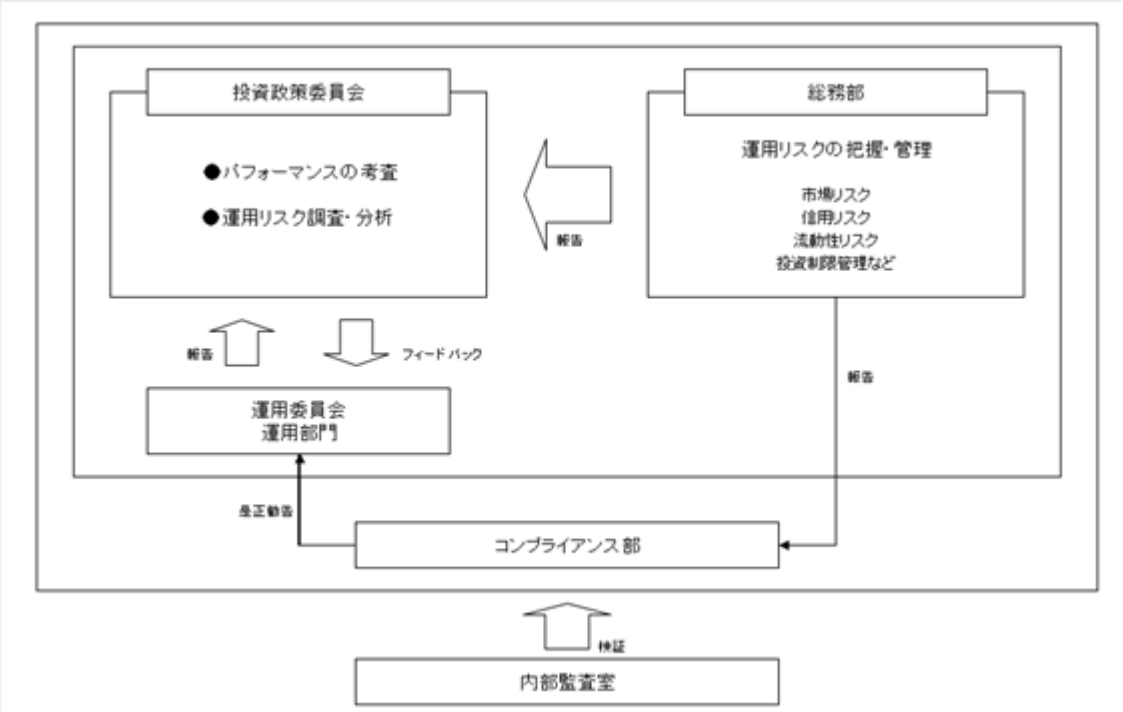
＜コンプライアンス部＞

コンプライアンス部は、信託財産の運用に係る法令および諸規則の遵守状況ならびに運用業務等の適正な執行の管理を行ないます。総務部から報告を受けた投資制限への抵触に関する事項について、抵触の可能性が高まったと判断した場合には、コンプライアンス部長は、運用部長に対して意見を求め、または是正を要求します。是正の要求を行なった場合には、是正の効果をモニタリング・監視し、結果を投資政策委員会に報告します。

＜内部監査室＞

内部監査室は、内部監査の立案およびその実施を通じて、リスク管理体制を含む内部管理態勢の適切性ならびに有効性を検証し、内部管理態勢等の評価および問題点の改善方法の提言等を代表取締役社長および取締役会等に行ないます。

リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は、2018年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資リスク(参考情報)

ひふみ年金の年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2013年11月～2018年10月まで)



- ひふみ年金の年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ひふみ年金の分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※ひふみ年金は設定日が2016年10月3日であるため2016年10月～2018年10月末の各月末における直近1年間の騰落率を表示しております。

ひふみ年金と他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2013年11月～2018年10月まで)



- 上記5年間の「各月末における直近1年間の騰落率」の平均値・最大値・最小値を表示し、ひふみ年金と代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ひふみ年金の年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ひふみ年金は設定日が2016年10月3日であるため2016年10月～2018年10月末の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しております。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社が発表している国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の指標が日々公表されています。なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし円ベース)	FTSE Fixed Income LLC が開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)	J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。
株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行ないません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

販売会社が定める料率とします。

取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料で決算日の基準価額にて再投資されます。

（2）【換金（解約）手数料】

ありません。

（3）【信託報酬等】

①信託報酬

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、その純資産総額に次に記載の信託報酬の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、次のとおりとします。下段（　　）内は税抜です。

	委託会社	販売会社	受託会社	合計
税込	0.38340%	0.38340%	0.05400%	0.82080%
税抜	(0.35500%)	(0.35500%)	(0.05000%)	(0.76000%)

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合にはその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：委託した資産の運用の対価
販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

（4）【その他の手数料等】

①当ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合の当該借入金の利息、租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は、当ファンドから支弁します。なお、これらの費用は、原則として発生のつど、当ファンドが実額を負担するため、予めその金額や上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。
なお、マザーファンドの当該費用につきましては間接的にお客様（受益者）の負担となります。

②当ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて、毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.0054%（税抜0.005%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに当ファンドから支弁します。
なお、上限を年間864,000円（税抜80万円）とします。当該上限金額は契約条件の見直しにより変更となる場合があります。

（参考）マザーファンドに係る費用

- **組入有価証券の売買時の売買委託手数料**
- **信託事務の処理に要する諸費用**
- **信託財産に関する租税**
- **外貨建資産の保管等に要する費用　など**

※　売買手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。当該費用等は、当ファンドにて間接的に負担いただきます。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者が、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます

※税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをおすすめします。

〈注１〉個別元本について

（ｉ）　お客様ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は、含まれません。）がそのお客様の元本（個別元本）にあたります。

（ii）　お客様が当ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、そのお客様が追加信託を行なうつど、そのお客様の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（iii）　お客様が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後のそのお客様の個別元本となります。

5【運用状況】

以下の運用状況は、2018年10月31日現在です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	18,796,015,355	100.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	△19,233,560	△0.10
合計(純資産総額)		18,776,781,795	100.00

＜参考＞ひふみ投信マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	632,353,968,950	85.42
	アメリカ	77,804,643,355	10,51
	小計	710,158,612,305	95.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	30,106,322,938	4.07
合計(純資産総額)		740,264,935,243	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量(口数)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	ひふみ投信マザーファンド	5,131,877,725	4.1661	21,380,266,346	3.6626	18,796,015,355	100.10

（種類別および業種別投資比率）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.10
合計	100.10

＜参考＞ひふみ投信マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	株数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	株式	協和エクシオ	建設業	5,080,000	3,314.96	16,839,996,800	3,040.00	15,443,200,000	2.09
2	日本	株式	東京センチュリー	その他金融業	2,494,300	6,973.51	17,394,032,247	6,050.00	15,090,515,000	2.04
3	日本	株式	光通信	情報・通信業	688,800	22,170.00	15,270,696,000	19,720.00	13,583,136,000	1.83
4	日本	株式	共立メンテナンス	サービス業	2,596,900	4,828.84	12,540,014,596	5,010.00	13,010,469,000	1.76
5	日本	株式	ショーボンドホールディングス	建設業	1,559,200	9,130.00	14,235,496,000	8,040.00	12,535,968,000	1.69
6	日本	株式	コスモス薬品	小売業	539,800	25,120.00	13,559,776,000	23,070.00	12,453,186,000	1.68
7	日本	株式	ネットワンシステムズ	情報・通信業	5,126,200	2,728.00	13,984,273,600	2,362.00	12,108,084,400	1.64
8	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	3,920,000	3,764.65	14,757,428,000	3,037.00	11,905,040,000	1.61
9	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	960,000	12,750.20	12,240,192,825	11,748.45	11,278,521,408	1.52
10	日本	株式	アンリツ	電気機器	6,471,400	1,918.37	12,414,539,618	1,712.00	11,079,036,800	1.50
11	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	63,000	211,936.74	13,352,014,737	173,335.36	10,920,128,259	1.48
12	日本	株式	ダイフク	機械	2,210,000	5,880.00	12,994,800,000	4,860.00	10,740,600,000	1.45
13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	700,000	16,696.64	11,687,651,371	15,036.39	10,525,478,320	1.42
14	日本	株式	ガンホー・オンライン・エンターテイメント	情報・通信業	51,652,000	236.00	12,189,872,000	203.00	10,485,356,000	1.42
15	日本	株式	ジャフコ	証券、商品先物取引業	2,251,400	4,445.00	10,007,473,000	4,360.00	9,816,104,000	1.33
16	日本	株式	九電工	建設業	2,349,100	4,500.78	10,572,782,298	4,115.00	9,666,546,500	1.31
17	日本	株式	シスメックス	電気機器	1,168,000	8,292.00	9,685,058,324	7,924.00	9,255,232,000	1.25
18	日本	株式	日本電産	電気機器	630,000	16,320.00	10,281,600,000	14,490.00	9,128,700,000	1.23
19	日本	株式	アマノ	機械	3,788,600	2,386.59	9,041,834,874	2,400.00	9,092,640,000	1.23
20	日本	株式	マクロミル	情報・通信業	4,026,400	2,494.00	10,041,841,600	2,240.00	9,019,136,000	1.22
21	日本	株式	宝ホールディングス	食料品	5,444,200	1,708.00	9,298,693,600	1,585.00	8,629,057,000	1.17
22	日本	株式	あい　ホールディングス	卸売業	3,987,100	2,624.24	10,463,107,304	2,154.00	8,588,213,400	1.16
23	日本	株式	GMOペイメントゲートウェイ	情報・通信業	1,509,900	7,293.03	11,011,750,328	5,480.00	8,274,252,000	1.12
24	アメリカ	株式	INTUIT INC	ソフトウェア・サービス	360,000	24,178.64	8,704,313,012	22,969.12	8,268,886,080	1.12
25	日本	株式	ＳＵＭＣＯ	金属製品	5,300,000	1,537.83	8,150,551,140	1,526.00	8,087,800,000	1.09
26	日本	株式	兼松	卸売業	5,283,700	1,719.00	9,082,680,300	1,451.00	7,666,648,700	1.04
27	日本	株式	カナモト	サービス業	1,982,900	4,005.00	7,941,514,500	3,770.00	7,475,533,000	1.01
28	日本	株式	パナソニック	電気機器	5,800,000	1,335.50	7,745,900,000	1,249.50	7,247,100,000	0.98
29	日本	株式	クレハ	化学	995,300	8,500.00	8,460,050,000	7,270.00	7,235,831,000	0.98
30	日本	株式	ＴＤＫ	電気機器	741,700	12,430.00	9,219,331,000	9,750.00	7,231,575,000	0.98

（種類別および業種別投資比率）

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.20
		建設業	7.03
		食料品	1.82
		繊維製品	1.11
		パルプ・紙	0.91
		化学	4.58
		医薬品	0.10
		石油・石炭製品	0.67
		非鉄金属	1.71
		金属製品	1.32
		機械	4.49
		電気機器	10.94
		輸送用機器	0.22
		精密機器	1.17
		その他製品	1.43
		電気・ガス業	0.06
		陸運業	1.31
		倉庫・運輸関連業	0.20
		情報・通信業	13.36
		卸売業	5.25
		小売業	8.22
		証券、商品先物取引業	2.12
		その他金融業	2.57
		不動産業	0.47
		サービス業	14.16
	外国	耐久消費財・アパレル	0.43
		消費者サービス	0.44
		小売	2.45
		銀行	0.70
		ソフトウェア・サービス	6.50
合計			95.93

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2018年10月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産総額の推移は以下の通りです。

年月日	純資産総額（円）		1口当り純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1期計算期間末　(2017年10月 2日)	5,486,760,721	5,486,760,721	1.3594	1.3594
第2期計算期間末　(2018年10月 1日)	20,416,992,267	20,416,992,267	1.5835	1.5835
2017年10月末日	6,564,257,643	—	1.4286	—
11月末日	7,832,667,300	—	1.4847	—
12月末日	9,254,992,812	—	1.5508	—
2018年 1月末日	10,930,998,854	—	1.5846	—
2月末日	11,567,785,752	—	1.5351	—
3月末日	12,475,228,613	—	1.5252	—
4月末日	13,632,436,114	—	1.5405	—
5月末日	15,037,130,325	—	1.5576	—
6月末日	16,431,248,936	—	1.5554	—
7月末日	17,448,398,320	—	1.5327	—
8月末日	18,646,515,212	—	1.5322	—
9月末日	20,316,981,008	—	1.5760	—
10月末日	18,776,781,795	—	1.3853	—

②【分配の推移】

期間		分配金（円）（１口当り）
第1期計算期間	2016年10月 3日～2017年10月 2日	0.0000
第2期計算期間	2017年10月 3日～2018年10月 1日	0.0000

③【収益率の推移】

期間		収益率（%）
第1期計算期間	2016年10月 3日～2017年10月 2日	35.9
第2期計算期間	2017年10月 3日～2018年10月 1日	16.5

(注)収益率とは、各計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（第１期計算期間は設定時１円）を控除した額を前計算期間末の基準価額（第１期計算期間は設定時１円）で除して得た数に100を乗じて得た率です。

（４）【設定及び解約の実績】

期間		設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	2016年10月 3日～2017年10月 2日	4,778,595,464	742,408,237
第2期計算期間	2017年10月 3日～2018年10月 1日	11,304,601,867	2,447,281,314

(注)第１期計算期間の設定数量は、当初募集期間中の設定口数を含みます。

運用実績

運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
最新の運用実績の一部は、委託会社のホームページでご覧いただくことができます。

基準価額・純資産の推移（2018年10月31日現在）



※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※基準価額は1万口当りの金額です。

分配の推移

決算期	分配金
第2期（2018年10月1日）	0円
第1期（2017年10月2日）	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当り、税引前です。

主要な資産（ひふみ投信マザーファンド）の状況（2018年10月31日現在）

◆資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	85.42%
	海外	10.51%
現金・預金・その他資産（負債控除後）		4.07%
合計（純資産総額）		100%

◆業種別比率の上位

業種	比率(%)
サービス業	14.16
情報・通信業	13.36
電気機器	10.94
その他海外株	10.51
小売業	8.22
建設業	7.03
卸売業	5.25
化学	4.58
機械	4.49
その他金融業	2.57

◆組入上位銘柄

	銘柄コード	銘柄名	業種	比率(%)
1	1951	協和エクシオ	建設業	2.09
2	8439	東京センチュリー	その他金融業	2.04
3	9435	光通信	情報・通信業	1.83
4	9616	共立メンテナンス	サービス業	1.76
5	1414	ショーボンドホールディングス	建設業	1.69
6	3349	コスモス薬品	小売業	1.68
7	7518	ネットワンシステムズ	情報・通信業	1.64
8	6098	リクルートホールディングス	サービス業	1.61
9	MSFT	MICROSOFT CORP	その他海外株	1.52
10	6754	アンリツ	電気機器	1.50

※比率はいずれも、マザーファンドの「純資産総額」に対する割合です。
※海外株式は「その他海外株」として表示しています。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※収益率は、税引前の分配金を再投資したものと仮定して計算しています。
※2016年はひふみ年金の設定日（2016年10月3日）から年末までの収益率を表示して、2018年は10月31日までの収益率を表示しています。
※ひふみ年金にベンチマーク（運用する際に目標とする基準）はありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(１)申込期間

2018年12月22日から2019年12月20日まで

なお、お申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(２)申込取扱場所

申込期間中、販売会社にて申込みを取り扱います。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

照会先	レオス・キャピタルワークス株式会社　パートナー営業部 03-6266-0129 <受付時間>　営業日の午前９時～午後５時 ホームページアドレス　https://www.rheos.jp/

(３)申込単位

１円以上１円単位（当初元本1口＝1円）

申込単位は、販売会社によって異なります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

(４)申込価額

１口当りの発行価格は、取得申込日の翌営業日※１の基準価額※２とします。

取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。

当ファンドの基準価額は、販売会社または(２)申込取扱場所の照会先にお問い合わせください。また、当ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

※１　営業日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日（以下「祝日」といいます。）ならびに毎年12月31日、１月２日および１月３日（以下「年末年始」といいます。）以外の日をいいます。

※２　基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除して得た価額をいいます。当ファンドは、１万口当りの価額で表示します。

(５)受渡方法

お客様は、お申し込みの販売会社が定める日までに申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

(６)申込手数料

販売会社が定める料率とします。

取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料で決算日の基準価額にて再投資されます。

(７)申込受付日

原則として、営業日の15時までとします。ただし、販売会社によって受付時間が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(８)クーリング・オフ非適用

当ファンドのお取引において、「書面による契約の解除」（クーリング・オフ）の適用は、ありません。

(９)申込の受付中止および取消

金融商品取引所等における取引停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で当ファンドの受益権の取得お申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得お申込みの受付けを取り消す場合があります。
当該受付け中止以前に行なった当日の取得お申込の受付が中止された場合、お客様（受益者）がお申込みを撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にお申込みを受け付けたものとします。

２【換金（解約）手続等】

(１)換金の申込み

当ファンドのお客様（受益者）は、ファンドの設定日以降、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、受益権の換金のお申込みをすることができます。

(２)換金方法

解約（一部解約の実行請求）制度により、ご換金いただけます。

(３)換金取扱期間と受付時間

原則として、営業日の15時までとします。ただし、販売会社によって受付時間が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(４)大口換金の制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、当ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により換金（一部解約）の金額に制限を設ける場合や換金のご請求（一部解約の実行の請求）の受付時間に制限を設ける場合があります。

(５)換金の請求単位等

１口単位

お客様（受益者）は、取得申込みを取扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。解約単位につきましては、販売会社へお問い合わせください。

(６)解約価額

解約申込日の翌営業日※１の基準価額※２とします。

当ファンドの基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。また、当ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

照会先	**レオス・キャピタルワークス株式会社　パートナー営業部** **03-6266-0129** **<受付時間>　営業日の午前９時～午後５時** **ホームページアドレス　https://www.rheos.jp/**

※１　営業日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日（以下「祝日」といいます。）ならびに毎年12月31日、１月２日および１月３日（以下「年末年始」といいます。）以外の日をいいます。

※２　基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除して得た価額をいいます。当ファンドは、１万口当りの価額で表示します。

なお、税金についての詳細は、「第二部 ファンドの情報 第１ ファンドの状況 ４　手数料等及び税金 (５)課税上の取扱い」をご覧ください。

(７)受渡方法

換金代金は、解約請求受付日から起算して５営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。

(８)換金の受付中止および取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で換金のご請求（一部解約の実行の請求）の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金のご請求（一部解約の実行の請求）の受付けを取り消す場合があります。

また、換金のご請求（一部解約の実行の請求）の受付けが中止された場合には、お客様（受益者）は、当該受付け中止以前に行なった当日の換金のご請求（一部解約の実行の請求）を撤回できます。ただし、お客様（受益者）がその換金のご請求（一部解約の実行の請求）を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のご請求（一部解約の実行の請求）を受け付けたものとします。

換金のご請求（一部解約の実行の請求）をされるお客様（受益者）は、その口座が開設されている振替機関等に対してそのお客様（受益者）のご請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(９)問い合わせ先

当ファンドの換金（解約）手続等についてご不明の点がある場合には、販売会社までお問い合わせください。

販売会社につきましては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先	レオス・キャピタルワークス株式会社　パートナー営業部 03-6266-0129 <受付時間>　営業日の午前９時～午後５時 ホームページアドレス　https://www.rheos.jp/

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①基準価額の計算方法

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

②有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価します。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
親投資信託受益証券 （ひふみ投信マザーファンド）	原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

（注）親投資信託（マザーファンド）に属する資産の評価方法は次のとおりです。

国内株式：原則として、基準価額計算日における金融商品取引所の最終相場で評価します。

海外株式：原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

外国為替取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

③基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、原則として、委託会社で毎営業日に計算しております。

当ファンドの基準価額については、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。また、当ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊に、１万口当りの価額で掲載されます。

照会先	**レオス・キャピタルワークス株式会社　パートナー営業部** **03-6266-0129** **<受付時間>　営業日の午前９時～午後５時** **ホームページアドレス　https://www.rheos.jp/**

④追加信託金

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

（２）【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項は、ありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、証券投資信託契約締結日（2016年10月３日）から無期限ですが、下記「(５)その他　①信託の終了」の規定に該当する場合には、それぞれの規定に基づく信託終了の日までとします。

（４）【計算期間】

原則として、毎年10月１日から翌年９月30日までとします。ただし、第１計算期間は、2016年10月３日から2017年10月２日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

①信託の終了

イ．委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ⅰ)信託契約の一部解約により受益権の口数が５億口を下回ることとなった場合

(ⅱ)この信託契約を解約することがお客様（受益者）のため有利であると認めるとき、もしくはその他やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、上記にしたがい信託を終了させる場合には、次の手続により行ないます。

（イ）委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該書面決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れているお客様（受益者）に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ロ）前記（イ）の書面決議において、お客様（受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。））は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れているお客様（受益者）が議決権を行使しないときは、当該知れているお客様（受益者）は、書面決議について賛成するものとみなします。

（ハ）前記（イ）の書面決議は、議決権を行使することができるお客様（受益者）の議決権の３分の２以上に当る多数をもって行ないます。

（ニ）前記（イ）から（ハ）までの規定は、次に掲げる場合には、適用しません。

(ⅰ)信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記（イ）から（ハ）までの規定による信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合

(ⅱ)委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべてのお客様（受益者）が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

ロ．委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社は、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ハ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「②信託約款の変更」のハの書面決議に反対のお客様（受益者）の議決権の数が３分の２を超えるときに該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において、存続します。

ニ．受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

イ．委託会社は、お客様（受益者）の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は、「②信託約款の変更」に定める方法以外の方法によって変更することができないものとします。

ロ．委託会社は、前項のうち、重大な事項について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託約款の変更の理由などの事項を定め、当該書面決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れているお客様（受益者）に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ハ．前項の書面決議において、お客様（受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。））は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。

なお、知れているお客様（受益者）が議決権を行使しないときは、当該知れているお客様（受益者）は、書面決議について賛成するものとみなします。

ニ．上記ロの書面決議は、議決権を行使することができるお客様（受益者）の議決権の３分の２以上に当る多数をもって行ないます。

ホ．上記ハおよびニの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべてのお客様（受益者）が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ロからニまでの規定による手続を行なうことが困難な場合についても同様とします。

③運用報告書等の作成

委託会社は、当ファンドの毎計算期間の末日および償還時に、期中の運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、知れているお客様（受益者）に対して交付します。

委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、電磁的な方法により、お客様（受益者）に提供します。ただし、お客様（受益者）から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

④信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

⑤受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社またはお客様（受益者）は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

ロ．委託会社が新受託会社を選任することができないときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥公告

委託会社がお客様（受益者）に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.rheos.jp/

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約の業務を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により、事業の全部または一部を承継させることがあります。

⑧信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次のとおりです。

①収益分配金および償還金にかかる請求権

お客様（受益者）は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客様（受益者）（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算機関の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則取得申込者とします。）に原則として決算日から起算して５営業日までに支払います。償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客様（受益者）（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。）また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払いのため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に原則として信託終了日から起算して５営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社において行なうものとします。受益者が、収益分配金については支払い開始日から５年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

②換金(解約)請求権

お客様（受益者）は、自己の有する受益権について、換金をご請求になる権利（一部解約実行請求権）を有します。

一部解約実行請求をなさるお客様（受益者）は、その口座が開設されている振替機関等に対してそのお客様（受益者）のご請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

一部解約金は、お客様（受益者）の換金のご請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目からお客様（受益者）にお支払いします。

③繰上償還および重大な約款変更に関する書面決議権

お客様（受益者）は、当ファンドが繰上償還、信託約款の重大な変更または併合（併合にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）に対して、お持ちの受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

④反対者の買取請求権

当ファンドは、お客様（受益者）が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該お客様（受益者）に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

⑤帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

お客様（受益者）は、委託会社に対し、そのお客様（受益者）に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。ただし、次に掲げる事項の開示請求を行なうことはできません。

イ．他のお客様（受益者）の氏名または名称および住所

ロ．他のお客様（受益者）が有する受益権の内容

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
尚、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第２期計算期間（平成29年10月3日から平成30年10月 1日まで）の財務諸表について、東陽監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【ひふみ年金】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第１期 （平成29年10月２日現在）	第２期 （平成30年10月１日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	32,100,787	49,396,231
親投資信託受益証券	5,477,192,719	20,513,169,689
流動資産合計	5,509,293,506	20,562,565,920
資産合計	5,509,293,506	20,562,565,920
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,161,502	78,935,808
未払受託者報酬	873,093	4,348,548
未払委託者報酬	12,397,865	61,749,237
未払利息	42	60
その他未払費用	100,283	540,000
流動負債合計	22,532,785	145,573,653
負債合計	22,532,785	145,573,653
純資産の部		
元本等		
元本	※1 4,036,187,227	※1 12,893,507,780
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,450,573,494	7,523,484,487
（分配準備積立金）	523,257,996	1,650,810,559
元本等合計	5,486,760,721	20,416,992,267
純資産合計	※2 5,486,760,721	※2 20,416,992,267
負債純資産合計	5,509,293,506	20,562,565,920

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第１期 自　平成28年10月３日 至　平成29年10月２日	第２期 自　平成29年10月３日 至　平成30年10月１日
営業収益		
受取利息	100	219
有価証券売買等損益	597,782,719	1,544,076,970
営業収益合計	597,782,819	1,544,077,189
営業費用		
支払利息	6,679	19,030
受託者報酬	1,003,903	6,793,430
委託者報酬	14,255,368	96,466,519
その他費用	100,283	540,000
営業費用合計	15,366,233	103,818,979
営業利益又は営業損失（△）	582,416,586	1,440,258,210
経常利益又は経常損失（△）	582,416,586	1,440,258,210
当期純利益又は当期純損失（△）	582,416,586	1,440,258,210
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	59,158,590	171,999,005
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	1,450,573,494
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,045,367,464	5,888,278,313
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,045,367,464	5,888,278,313
剰余金減少額又は欠損金増加額	118,051,966	1,083,626,525
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	118,051,966	1,083,626,525
分配金	※1 －	※1 －
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,450,573,494	7,523,484,487

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	第2期 自 平成29年10月 3日 至 平成30年10月 1日
１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、平成29年10月3日から平成30年10月1日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 （平成29年10月 2日現在）	第2期 （平成30年10月 1日現在）
※1．当該計算期間の末日における受益権の総数 4,036,187,227口	※1．当該計算期間の末日における受益権の総数 12,893,507,780口
※2．当該計算期間の末日における１単位当りの純資産の額 1口当りの純資産額 1.3594円 (10,000口当りの純資産額 13,594円)	※2．当該計算期間の末日における１単位当りの純資産の額 1口当りの純資産額 1.5835円 (10,000口当りの純資産額 15,835円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 自 平成28年10月 3日 至 平成29年10月 2日	第2期 自 平成29年10月 3日 至 平成30年10月 1日
※１．分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額 A	33,355,500円	168,167,420円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 B	489,902,496円	1,100,091,785円
収益調整金額 C	927,315,498円	5,872,673,928円
分配準備積立金額 D	－円	382,551,354円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D	1,450,573,494円	7,523,484,487円
当ファンドの期末残存口数 F	4,036,187,227口	12,893,507,780口
10,000口当り収益分配対象額 G=E/F×10,000	3,593円	5,835円
10,000口当り分配金額 H	－円	－円
収益分配金金額 I=F×H/10,000	－円	－円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

期別 項目	第1期 自 平成28年10月 3日 至 平成29年10月 2日	第2期 自 平成29年10月 3日 至 平成30年10月 1日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、国内株式に投資している親投資信託受益証券を売買目的で保有しており、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。また、当該親投資信託受益証券は一部外国株式を売買目的で保有しており、カントリーリスク、為替変動リスク、流動性リスク等を有しております。この他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の投資政策委員会において、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行ない、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付け等の信用度に応じた組入れ制限等の管理、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入れ比率等の管理を行なっております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	第1期 （平成29年10月 2日現在）	第2期 （平成30年10月 1日現在）
１．貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算出方法	時価の算出方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 平成28年10月 3日 至 平成29年10月 2日	第2期 自 平成29年10月 3日 至 平成30年10月 1日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第2期 自 平成29年10月 3日 至 平成30年10月 1日
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第1期 （平成29年10月 2日現在）		第2期 （平成30年10月 1日現在）	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,000,000円	期首元本額	4,036,187,227円
期中追加設定元本額	4,777,595,464円	期中追加設定元本額	11,304,601,867円
期中一部解約元本額	742,408,237円	期中一部解約元本額	2,447,281,314円

２．有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第1期(自 平成28年10月 3日 至 平成29年10月 2日)

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	597,782,719
合計	597,782,719

第2期(自 平成29年10月 3日 至 平成30年10月 1日)

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,536,572,039
合計	1,536,572,039

３．デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

１．有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	ひふみ投信マザーファンド	4,900,773,990	20,513,169,689	
	合計	銘柄数：1	4,900,773,990	20,513,169,689	
		組入時価比率：100.5%		100.0%	
合計				20,513,169,689	

(注) 1．比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および小計欄の合計金額に対する比率であります。
2．親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ひふみ投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

ひふみ投信マザーファンドの経理状況

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

ひふみ投信マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	平成30年10月 1日現在
資産の部	
流動資産	
金銭信託	207,525
コール・ローン	14,803,209,792
株式	819,972,781,620
未収入金	15,460,152,004
未収配当金	2,980,857,942
流動資産合計	853,217,208,883
資産合計	853,217,208,883
負債の部	
流動負債	
未払金	10,697,505,750
未払利息	18,112
流動負債合計	10,697,523,862
負債合計	10,697,523,862
純資産の部	
元本等	
元本	※1201,283,948,874
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	641,235,736,147
元本等合計	842,519,685,021
純資産合計	※2842,519,685,021
負債純資産合計	853,217,208,883

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	自 平成29年10月 3日 至 平成30年10月 1日
１.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 （1）国内株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または第一種金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。 （2）外国株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。
２.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により計算しております。
３．収益及び費用の計上基準	受取配当金 （1）国内株式 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には、予想配当金額を計上しております。 （2）外国株式 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
４.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、ひふみ年金の計算期間に合わせるため、平成29年10月3日から平成30年10月1日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

平成30年10月 1日現在	
※1．当該計算期間の末日における受益権の総数	
	201,283,948,874口
※2．当該計算期間の末日における１単位当りの純資産の額	
1口当りの純資産額	4.1857円
(10,000口当りの純資産額	41,857円)

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

期別 項目	自 平成29年10月 3日 至 平成30年10月 1日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、国内株式を売買目的で保有しており、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。また、一部外国株式を売買目的で保有しており、カントリーリスク、為替変動リスク、流動性リスク等を有しております。この他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。
３．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の投資政策委員会において、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行ない、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付け等の信用度に応じた組入れ制限等の管理、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入れ比率等の管理等を行なっております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	平成30年10月 1日現在
１．貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算出方法	時価の算出方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

（その他の注記）

１．元本の移動

平成30年10月 1日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成29年10月3日
期首元本額	109,334,395,138円
期首より平成30年10月 1日までの期中追加設定元本額	94,975,679,077円
期首より平成30年10月 1日までの期中一部解約元本額	3,026,125,341円
期末元本額	201,283,948,874円
元本の内訳※	
ひふみ投信	36,071,680,886円
ひふみプラス	160,311,493,998円
ひふみ年金	4,900,773,990円

（注）※当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

２．有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

自　平成29年10月3日　至　平成30年10月1日

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	70,381,494,965
合計	70,381,494,965

３．デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

附属明細表

１．有価証券明細表

①株式

通 貨	銘　柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	極洋	538,700	3,380.00	1,820,806,000	
	ショーボンドホールディングス	1,590,600	9,130.00	14,522,178,000	
	ミライト・ホールディングス	3,172,400	1,959.00	6,214,731,600	
	スペースバリューホールディングス	2,271,900	1,160.00	2,635,404,000	
	熊谷組	561,200	3,095.00	1,736,914,000	
	ピーエス三菱	346,100	602.00	208,352,200	
	五洋建設	3,675,000	749.00	2,752,575,000	
	協和エクシオ	5,043,400	3,315.00	16,718,871,000	
	九電工	2,279,100	4,525.00	10,312,927,500	
	ＯＳＪＢホールディングス	6,078,900	305.00	1,854,064,500	
	岩塚製菓	33,600	4,840.00	162,624,000	
	宝ホールディングス	5,624,200	1,708.00	9,606,133,600	
	プレミアムウォーターホールディングス	50,500	1,922.00	97,061,000	
	ヱスビー食品	85,600	8,870.00	759,272,000	
	やまみ	250,200	1,937.00	484,637,400	
	ヨシムラ・フード・ホールディングス	1,156,600	927.00	1,072,168,200	
	ケンコーマヨネーズ	1,083,100	2,856.00	3,093,333,600	
	グンゼ	1,197,400	5,690.00	6,813,206,000	
	ワコールホールディングス	254,000	3,240.00	822,960,000	
	ＴＳＩホールディングス	1,987,000	817.00	1,623,379,000	
	レンゴー	6,133,800	980.00	6,011,124,000	
	朝日印刷	1,151,200	1,199.00	1,380,288,800	
	クレハ	1,009,100	8,500.00	8,577,350,000	
	エア・ウォーター	1,240,000	2,093.00	2,595,320,000	
	大陽日酸	2,310,100	1,743.00	4,026,504,300	
	東京応化工業	1,113,400	3,445.00	3,835,663,000	
	ＫＨネオケム	540,000	4,330.00	2,338,200,000	
	住友ベークライト	664,000	5,160.00	3,426,240,000	
	ミライアル	285,400	1,154.00	329,351,600	
	カーリットホールディングス	153,500	1,008.00	154,728,000	
	トリケミカル研究所	780,900	4,815.00	3,760,033,500	
	Ｔ＆Ｋ　ＴＯＫＡ	155,600	1,214.00	188,898,400	

上村工業	161,800	7,290.00	1,179,522,000	
メック	1,155,500	1,952.00	2,255,536,000	
有沢製作所	1,117,800	998.00	1,115,564,400	
レック	1,338,600	2,891.00	3,869,892,600	
信越ポリマー	1,014,900	927.00	940,812,300	
富士製薬工業	441,200	1,784.00	787,100,800	
ＪＸＴＧホールディングス	7,500,000	860.70	6,455,250,000	
三井金属鉱業	620,000	3,410.00	2,114,200,000	
東邦亜鉛	246,400	4,470.00	1,101,408,000	
住友金属鉱山	1,950,000	3,902.00	7,608,900,000	
古河電気工業	870,000	3,895.00	3,388,650,000	
フジクラ	7,218,500	536.00	3,869,116,000	
ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	88,200	5,520.00	486,864,000	
日東精工	955,000	732.00	699,060,000	
三益半導体工業	502,900	1,768.00	889,127,200	
三浦工業	925,300	3,570.00	3,303,321,000	
高松機械工業	199,800	1,065.00	212,787,000	
ヤマシンフィルタ	3,099,000	859.00	2,662,041,000	
三井海洋開発	50,000	3,690.00	184,500,000	
ユニオンツール	80,700	4,245.00	342,571,500	
サトーホールディングス	614,800	3,735.00	2,296,278,000	
小松製作所	1,000,000	3,422.00	3,422,000,000	
井関農機	425,700	2,076.00	883,753,200	
ＴＯＷＡ	1,729,000	1,093.00	1,889,797,000	
ダイフク	2,220,000	5,880.00	13,053,600,000	
アマノ	3,651,400	2,395.00	8,745,103,000	
不二越	148,000	5,680.00	840,640,000	
ＴＨＫ	800,000	2,966.00	2,372,800,000	
イビデン	1,840,000	1,606.00	2,955,040,000	
ブラザー工業	363,200	2,278.00	827,369,600	
安川電機	400,000	3,525.00	1,410,000,000	
日本電産	650,000	16,320.00	10,608,000,000	
日東工業	852,400	2,090.00	1,781,516,000	
ＩＤＥＣ	463,800	2,474.00	1,147,441,200	
エスケーエレクトロニクス	268,400	2,263.00	607,389,200	
電気興業	161,400	3,245.00	523,743,000	
ルネサスエレクトロニクス	7,758,000	730.00	5,663,340,000	

アルバック	91,800	4,380.00	402,084,000	
ジャパンディスプレイ	17,225,500	120.00	2,067,060,000	
パナソニック	6,000,000	1,335.50	8,013,000,000	
アンリツ	6,271,400	1,928.00	12,091,259,200	
ＴＤＫ	761,700	12,430.00	9,467,931,000	
ヨコオ	707,800	1,468.00	1,039,050,400	
スミダコーポレーション	3,213,600	1,460.00	4,691,856,000	
堀場製作所	47,500	6,160.00	292,600,000	
日本マイクロニクス	1,460,500	811.00	1,184,465,500	
ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	231,800	5,570.00	1,291,126,000	
ツインバード工業	287,700	649.00	186,717,300	
山一電機	1,888,200	1,594.00	3,009,790,800	
芝浦電子	486,300	5,450.00	2,650,335,000	
ローム	380,000	8,360.00	3,176,800,000	
村田製作所	250,000	17,675.00	4,418,750,000	
ニチコン	372,500	1,117.00	416,082,500	
日本ケミコン	423,100	3,260.00	1,379,306,000	
極東開発工業	34,600	1,798.00	62,210,800	
ＫＹＢ	168,700	5,180.00	873,866,000	
ヤマハ発動機	1,700,000	3,145.00	5,346,500,000	
東京精密	240,900	3,015.00	726,313,500	
マニー	524,800	5,520.00	2,896,896,000	
トプコン	2,222,200	2,145.00	4,766,619,000	
シード	997,200	2,010.00	2,004,372,000	
スノーピーク	439,100	1,829.00	803,113,900	
前田工繊	325,300	2,407.00	782,997,100	
フジシールインターナショナル	1,091,200	4,000.00	4,364,800,000	
ＮＩＳＳＨＡ	1,405,100	2,208.00	3,102,460,800	
ピジョン	280,000	6,430.00	1,800,400,000	
任天堂	270,000	42,040.00	11,350,800,000	
北海道瓦斯	329,400	1,535.00	505,629,000	
鴻池運輸	150,000	1,933.00	289,950,000	
丸和運輸機関	1,205,100	4,235.00	5,103,598,500	
Ｃ＆Ｆロジホールディングス	300,200	1,396.00	419,079,200	
ＳＧホールディングス	2,186,100	3,020.00	6,602,022,000	
トランコム	235,000	8,230.00	1,934,050,000	
カイカ	53,474,200	45.00	2,406,339,000	

デジタルアーツ	615,500	5,350.00	3,292,925,000	
アイスタディ	417,800	1,252.00	523,085,600	
コーエーテクモホールディングス	714,960	1,969.00	1,407,756,240	
ヒト・コミュニケーションズ	1,507,900	1,813.00	2,733,822,700	
デジタルハーツホールディングス	1,703,600	1,710.00	2,913,156,000	
じげん	7,058,600	865.00	6,105,689,000	
ブイキューブ	1,710,000	617.00	1,055,070,000	
フィックスターズ	2,023,000	1,611.00	3,259,053,000	
テクマトリックス	1,059,800	2,305.00	2,442,839,000	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	51,652,000	236.00	12,189,872,000	
GMOペイメントゲートウェイ	1,307,000	7,610.00	9,946,270,000	
GMOクラウド	590,600	4,345.00	2,566,157,000	
フィスコ	977,200	291.00	284,365,200	
クラウドワークス	30,000	1,579.00	47,370,000	
マークラインズ	808,300	2,018.00	1,631,149,400	
メディカル・データ・ビジョン	1,593,000	2,037.00	3,244,941,000	
ネオジャパン	270,600	1,099.00	297,389,400	
ラクス	466,300	2,496.00	1,163,884,800	
セグエグループ	519,200	1,784.00	926,252,800	
マクロミル	4,046,400	2,494.00	10,091,721,600	
シェアリングテクノロジー	398,100	2,153.00	857,109,300	
UUUM	450,000	4,155.00	1,869,750,000	
インフォコム	390,300	3,815.00	1,488,994,500	
電通国際情報サービス	513,100	4,215.00	2,162,716,500	
デジタルガレージ	452,900	3,730.00	1,689,317,000	
ネットワンシステムズ	5,246,200	2,728.00	14,311,633,600	
光通信	716,800	22,170.00	15,891,456,000	
アイネット	1,296,700	1,955.00	2,535,048,500	
シーイーシー	746,800	2,735.00	2,042,498,000	
あい　ホールディングス	3,927,100	2,625.00	10,308,637,500	
クロスプラス	306,100	815.00	249,471,500	
シップヘルスケアホールディングス	850,400	4,350.00	3,699,240,000	
デリカフーズホールディングス	318,600	1,556.00	495,741,600	
小野建	344,700	1,812.00	624,596,400	
松田産業	281,900	1,596.00	449,912,400	
ドウシシャ	1,932,000	2,338.00	4,517,016,000	
ＩＤＯＭ	630,400	383.00	241,443,200	

日本エム・ディ・エム	929,000	1,228.00	1,140,812,000	
伊藤忠商事	1,500,000	2,225.00	3,337,500,000	
兼松	5,308,700	1,719.00	9,125,655,300	
三井物産	1,000,000	2,032.50	2,032,500,000	
三菱商事	400,000	3,555.00	1,422,000,000	
ＰＡＬＴＡＣ	274,700	6,140.00	1,686,658,000	
ＳＯＵ	361,800	8,360.00	3,024,648,000	
トラスコ中山	2,013,400	3,085.00	6,211,339,000	
ミスミグループ本社	798,400	2,963.00	2,365,659,200	
アスクル	780,000	3,375.00	2,632,500,000	
エディオン	946,500	1,251.00	1,184,071,500	
セリア	1,289,600	3,995.00	5,151,952,000	
ジンズ	675,600	6,070.00	4,100,892,000	
ＭｏｎｏｔａＲＯ	1,200,000	3,220.00	3,864,000,000	
鳥貴族	860,000	2,423.00	2,083,780,000	
ＢＥＥＮＯＳ	746,000	1,920.00	1,432,320,000	
コスモス薬品	641,900	25,120.00	16,124,528,000	
薬王堂	1,213,000	3,840.00	4,657,920,000	
ベガコーポレーション	773,100	1,370.00	1,059,147,000	
ダイユー・リックホールディングス	510,300	1,179.00	601,643,700	
クスリのアオキホールディングス	581,200	8,900.00	5,172,680,000	
ほぼ日	135,800	6,100.00	828,380,000	
アルビス	247,300	3,015.00	745,609,500	
Ｇ－７ホールディングス	180,000	2,802.00	504,360,000	
ドンキホーテホールディングス	822,400	5,730.00	4,712,352,000	
幸楽苑ホールディングス	386,500	1,662.00	642,363,000	
ＶＴホールディングス	2,073,500	504.00	1,045,044,000	
ポプラ	390,600	647.00	252,718,200	
日本瓦斯	1,446,500	5,600.00	8,100,400,000	
ロイヤルホールディングス	209,400	2,934.00	614,379,600	
コメリ	765,600	2,664.00	2,039,558,400	
丸井グループ	1,100,000	2,736.00	3,009,600,000	
総合メディカルホールディングス	564,800	2,630.00	1,485,424,000	
ジャパンインベストメントアドバイザー	512,000	4,285.00	2,193,920,000	
ＳＢＩホールディングス	3,000,000	3,565.00	10,695,000,000	
ジャフコ	2,251,400	4,445.00	10,007,473,000	
ジェイリース	838,700	710.00	595,477,000	

アルヒ	1,665,800	2,289.00	3,813,016,200	
東京センチュリー	2,384,300	7,000.00	16,690,100,000	
スター・マイカ	746,800	1,698.00	1,268,066,400	
イーグランド	317,100	803.00	254,631,300	
ジェイ・エス・ビー	391,500	5,250.00	2,055,375,000	
毎日コムネット	418,900	855.00	358,159,500	
日本M&Aセンター	1,050,000	3,440.00	3,612,000,000	
ＵＴグループ	360,600	4,230.00	1,525,338,000	
エス・エム・エス	701,200	2,188.00	1,534,225,600	
パーソルホールディングス	1,674,400	2,724.00	4,561,065,600	
テラ	2,449,800	357.00	874,578,600	
学情	1,404,800	1,787.00	2,510,377,600	
オプトホールディング	975,900	3,510.00	3,425,409,000	
エムスリー	1,373,400	2,521.00	3,462,341,400	
アウトソーシング	4,928,600	1,760.00	8,674,336,000	
ワールドホールディングス	1,442,100	3,465.00	4,996,876,500	
エスアールジータカミヤ	1,841,200	686.00	1,263,063,200	
ライク	2,393,800	1,790.00	4,284,902,000	
エスプール	591,800	1,910.00	1,130,338,000	
ティア	1,571,100	897.00	1,409,276,700	
プレステージ・インターナショナル	701,700	1,359.00	953,610,300	
セプテーニ・ホールディングス	6,590,500	173.00	1,140,156,500	
ドリームインキュベータ	604,800	2,202.00	1,331,769,600	
シーティーエス	1,067,200	790.00	843,088,000	
ラウンドワン	942,500	1,477.00	1,392,072,500	
サイバーエージェント	600,000	6,130.00	3,678,000,000	
エン・ジャパン	130,000	5,710.00	742,300,000	
デザインワン・ジャパン	487,700	872.00	425,274,400	
ジャパンマテリアル	3,985,200	1,595.00	6,356,394,000	
ベクトル	881,600	2,589.00	2,282,462,400	
M&Aキャピタルパートナーズ	167,900	6,580.00	1,104,782,000	
リクルートホールディングス	3,700,000	3,826.00	14,156,200,000	
メタップス	40,600	2,383.00	96,749,800	
ＬＩＴＡＬＩＣＯ	680,000	2,678.00	1,821,040,000	
グレイステクノロジー	899,700	3,525.00	3,171,442,500	
Ｆｒｉｎｇｅ８１	867,100	1,050.00	910,455,000	
ツナグ・ソリューションズ	510,200	1,037.00	529,077,400	

	ソウルドアウト	437,400	4,205.00	1,839,267,000	
	ＲＰＡホールディングス	60,000	14,500.00	870,000,000	
	リログループ	2,481,900	3,320.00	8,239,908,000	
	共立メンテナンス	2,566,900	4,830.00	12,398,127,000	
	カナモト	1,997,100	4,005.00	7,998,385,500	
	トランス・コスモス	1,755,200	2,908.00	5,104,121,600	
	船井総研ホールディングス	1,613,700	2,604.00	4,202,074,800	
	ナック	120,800	1,129.00	136,383,200	
	ダイセキ	490,200	3,145.00	1,541,679,000	
計	銘柄数：226	412,041,260		740,759,477,940	
	組入時価比率：87.9%			90.3%	
アメリカドル	SKECHERS USA INC-CL A	200,000	27.93	5,586,000.00	
	NEW ORIENTAL EDUCATIO-SP ADR	200,000	74.01	14,802,000.00	
	AMAZON.COM INC	63,000	2,003.00	126,189,000.00	
	NATIONAL VISION HOLDINGS INC	50,000	45.14	2,257,000.00	
	NETFLIX INC	170,000	374.13	63,602,100.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	280,000	164.76	46,132,800.00	
	SALESFORCE.COM INC	380,000	159.03	60,431,400.00	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE	100,000	137.99	13,799,000.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD-UNS ADR	1,200,000	40.84	49,008,000.00	
	VISA INC-CLASS A SHARES	700,000	150.09	105,063,000.00	
	FACEBOOK INC-CLASS A	600,000	164.46	98,676,000.00	
	MICROSOFT CORP	960,000	114.37	109,795,200.00	
計	銘柄数：12	4,903,000		695,341,500.00	
				(79,213,303,680)	
	組入時価比率：9.4%			9.7%	
合　計		416,944,260		819,972,781,620	
				(79,213,303,680)	

(注)小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
(注)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2018年10月31日現在）

Ⅰ　資産総額	18,853,719,043円
Ⅱ　負債総額	76,937,248円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	18,776,781,795円
Ⅳ　発行済口数	13,554,398,233口
Ⅴ　1口当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3853円

＜参考＞ひふみ投信マザーファンド

（2018年10月31日現在）

Ⅰ　資産総額	753,239,395,269円
Ⅱ　負債総額	12,974,460,026円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	740,264,935,243円
Ⅳ　発行済口数	202,112,926,367口
Ⅴ　1口当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.6626円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(１)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項は、ありません。

(２)受益者に対する特典

該当事項は、ありません。

(３)受益権の譲渡

①譲渡制限はありません。

②お客様（受益者）は、その保有する受益権を譲渡する場合には、そのお客様（受益者）の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に、振替の申請をするものとします。

③上記②の申請のある場合には、上記②の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記②の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

(４)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(５)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(６)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(７)受益証券の発行

受益証券の発行は行ないません。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(１)資本金の額（2018年10月末現在）

資本金の額	100,000千円
会社が発行する株式の総数	48,000,000株
発行済株式の総数	12,016,600株

最近５年間における資本金の額の増減：

2014年９月９日	資本金	150,007千円に増資
2014年９月９日	資本金	100,000千円に減資
2015年７月22日	資本金	200,004千円に増資
2015年７月22日	資本金	100,000千円に減資

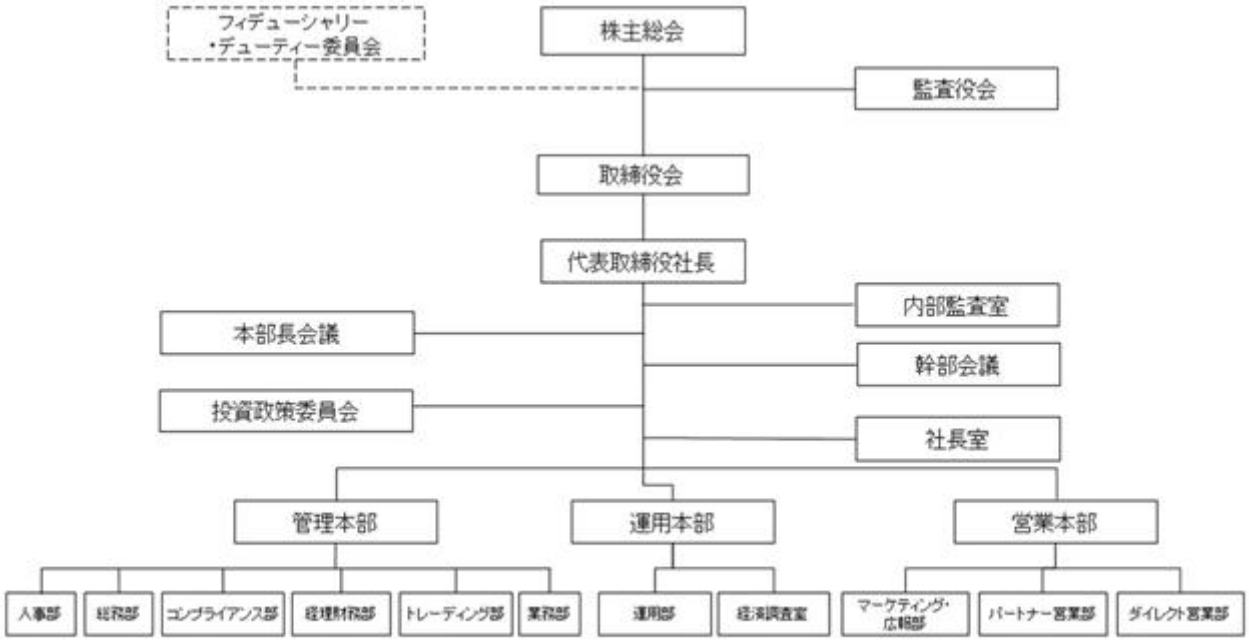
(２)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

当社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

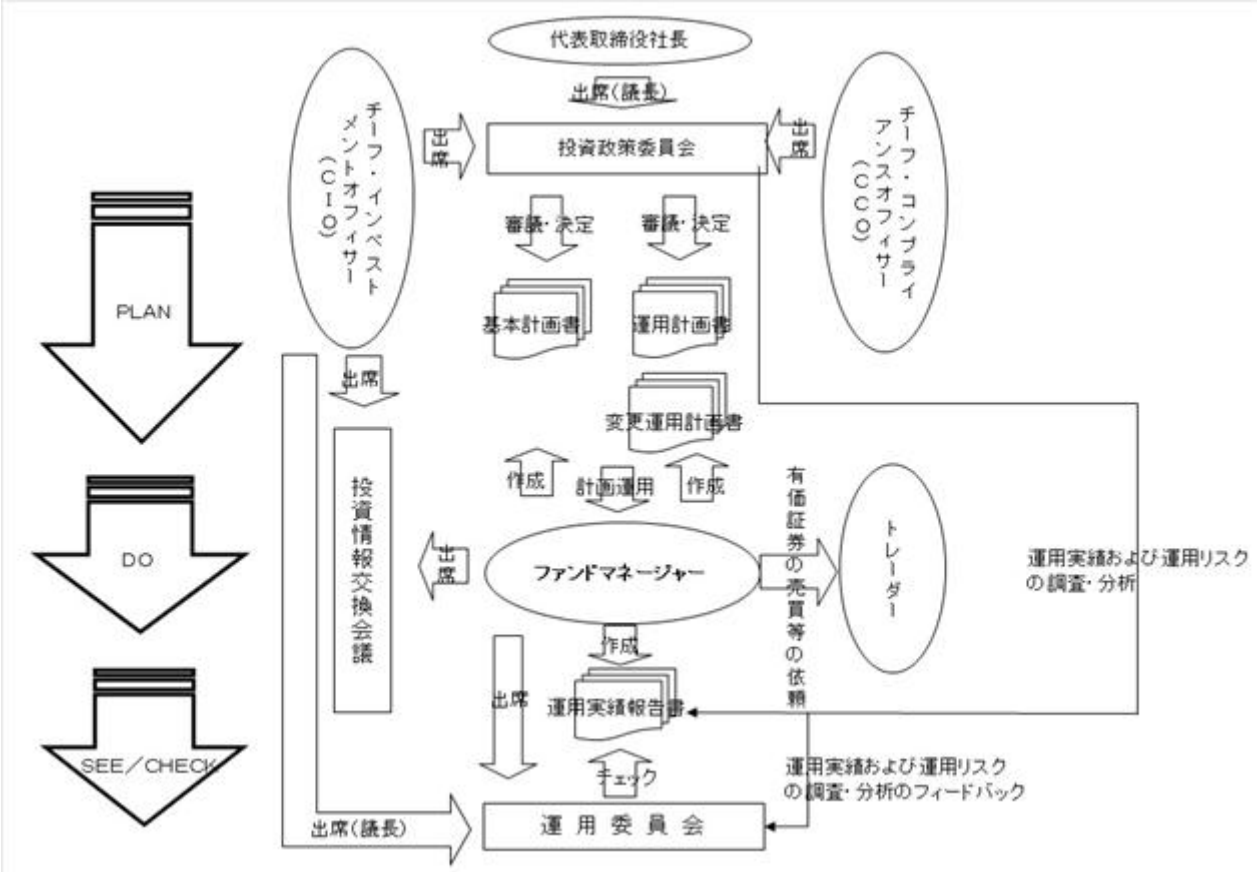
取締役会は、代表取締役若干名を定めます。また、取締役社長を１名定め、必要に応じて役付取締役を若干名定めることができます。代表取締役社長は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい、業務を執行します。

②組織図



注:フィデューシャリー・デューティー委員会は会社法上の機関ではありませんが、お客様本位の業務運営を実現することを目的とするなかで、取締役会に一定の影響を及ぼす権限を持つため、上記に点線で記載しております。

③運用の意思決定機構



＜代表取締役社長＞

・投資政策委員会の委員長として、「基本計画書」、「運用計画書」、分配政策等を決定します。

＜チーフ・インベストメントオフィサー（ＣＩＯ）＞

・運用委員会の委員長となり、主として、運用にかかわる組織運営、ファンドマネージャーの任命・変更および基本的な運用方針の決定、運用状況の把握等を行ないます。

＜投資政策委員会＞

・代表取締役社長、取締役（社外取締役を除く。）、チーフ・インベストメントオフィサー（ＣＩＯ）、チーフ・コンプライアンスオフィサー（ＣＣＯ）、運用本部長、営業本部長、管理本部長、運用部長、コンプライアンス部長等がメンバーとなり、原則として、毎月１回会議を開催します。

・「基本計画書」（ファンドの諸方針等を定めるものをいいます。）、投資環境の分析、市場動向の見通し等をふまえて、原則として、毎月作成する「運用計画書」等を審議・決定するほか、運用実績や運用リスクの調査分析を行ないます。

・コンプライアンスの観点から計画書の検証も行なわれます。

＜ファンドマネージャー＞

・「基本計画書」、「運用計画書」を策定し、投資政策委員会へ提出します。

・投資政策委員会において決定された「基本計画書」、「運用計画書」にしたがって運用を行ない、運用実績について「運用実績報告書」を作成し、運用委員会に提出します。

＜運用委員会＞

・チーフ・インベストメントオフィサー（ＣＩＯ）、運用本部長、運用部長、ファンドマネージャーがメンバーになり、原則として、毎月１回会議を開催します。

・ファンドマネージャーが作成した「運用実績報告書」に基づき、運用状況をチェックします。

・ファンドの運用実績および運用リスクの調査・分析等をチェックします。

＜投資情報交換会議＞

・チーフ・インベストメントオフィサー(ＣＩＯ)、運用本部長、運用部長、ファンドマネージャー、運用部員等がメンバーとなり、原則として、週１回以上会議を開催します。

・信託財産の運用にかかわるあらゆる事項（社会・経済、政治、企業、海外動向等）について討議し、情報を交換します。ファンドマネージャーは、その討議内容を参考にして運用します。

＜チーフ・コンプライアンスオフィサー(ＣＣＯ)＞

・コンプライアンス面から、当社の運用業務およびコンプライアンス部の統括を行ないます。

・コンプライアンス部長とともに投資政策委員会に出席し、審議内容についてチェックします。

・コンプライアンス部の報告等に基づき、必要に応じて運用にかかわる業務改善を指示・命令します。

＜トレーダー＞

・トレーダーは、ファンドマネージャーからファンドに係る有価証券等の売買等の依頼を受け、取引を実行します。

・トレーダーには、法令諸規則に則り、コンプライアンスに配慮して、発注業務等を行なうことが社内規程で義務付けられています。

当社では、信託財産の適正な運用の確保および受益者との利益相反の防止等を目的として、各種社内諸規程を設けております。

当ファンドの運用体制等は、2018年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用指図（投資運用業）およびその受益権の募集または私募（第二種金融商品取引業）を行なっています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務（投資運用業）を行なっています。

2018年10月末現在、当社は下記のとおり、投資信託の運用を行なっています。

商品分類	本数	純資産(百万円)
追加型株式投資信託	4	749,420

（但し、親投資信託を除きます。）

３【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社であるレオス・キャピタルワークス株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）中間財務諸表の作成方法について

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（３）監査証明について

委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づいて、東陽監査法人の監査を受けております。委託会社の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づいて、東陽監査法人の中間監査を受けております。

（４）連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

委託会社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

財務諸表等

財務諸表

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成29年３月31日）	当事業年度 （平成30年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	767,152	683,475
顧客分別金信託	650,000	330,000
前払費用	2,215	56,026
未収委託者報酬	641,092	2,384,184
未収投資顧問報酬	43,372	60,272
繰延税金資産	132,456	30,857
その他	2,438	15,770
流動資産合計	2,238,728	3,560,586
固定資産		
有形固定資産		
建物	54,059	145,201
減価償却累計額	△23,055	△29,186
建物（純額）	31,004	116,015
工具、器具及び備品	2,620	16,324
減価償却累計額	△1,363	△2,706
工具、器具及び備品（純額）	1,257	13,617
有形固定資産合計	32,262	129,632
無形固定資産		
ソフトウエア	15,131	14,495
無形固定資産合計	15,131	14,495
投資その他の資産		
投資有価証券	167	201
長期前払費用	768	2,496
敷金	－	174,438
投資その他の資産合計	936	177,136
固定資産合計	48,329	321,264
資産合計	2,287,057	3,881,851

（単位：千円）

		前事業年度 （平成29年３月31日）		当事業年度 （平成30年３月31日）
負債の部				
流動負債				
短期借入金	※	550,000	※	380,000
預り金		714,579		590,329
未払金		28,539		52,071
未払費用		255,907		952,120
未払法人税等		2,280		27,722
未払消費税等		18,722		91,327
前受収益		196		198
賞与引当金		42,623		64,497
役員賞与引当金		5,134		5,799
流動負債合計		1,617,984		2,164,066
固定負債				
退職給付引当金		9,298		12,654
繰延税金負債		6,627		20,831
資産除去債務		36,346		84,437
固定負債合計		52,272		117,923
負債合計		1,670,257		2,281,990
純資産の部				
株主資本				
資本金		100,000		100,000
資本剰余金				
資本準備金		100,000		100,000
その他資本剰余金		300,010		300,010
資本剰余金合計		400,010		400,010
利益剰余金				
利益準備金		1,345		1,345
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		115,444		1,098,504
利益剰余金合計		116,790		1,099,850
株主資本合計		616,800		1,599,860
純資産合計		616,800		1,599,860
負債純資産合計		2,287,057		3,881,851

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）	当事業年度 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	1,126,909	3,364,874
投資顧問報酬	161,376	488,260
営業収益合計	1,288,285	3,853,134
営業費用		
支払手数料	385,111	1,234,337
調査費	78,268	164,103
営業雑経費	43,132	78,234
通信費	15,482	27,413
諸会費	2,145	2,197
その他	25,504	48,623
営業費用合計	506,512	1,476,674
一般管理費		
給料	460,971	636,947
役員報酬	100,473	118,137
給料・手当	236,174	271,865
賞与	64,492	162,026
賞与引当金繰入額	42,623	64,497
役員賞与	9,709	11,266
役員賞与引当金繰入額	5,134	5,799
退職給付費用	2,364	3,356
法定福利費	50,266	62,884
旅費交通費	33,485	38,345
租税公課	1,683	3,331
不動産賃借料	68,805	106,989
減価償却費	6,236	12,332
諸経費	108,719	367,990
一般管理費合計	730,167	1,228,821
営業利益	51,605	1,147,638

営業外収益		
受取利息及び配当金	36	108
投資有価証券売却益	101	－
投資事業組合利益	－	34
セミナー収入	60	127
講演、原稿料等収入	－	542
その他	13	41
営業外収益合計	211	854
営業外費用		
支払利息	3,050	14,401
投資事業組合損失	133	－
為替差損	4,870	6,065
その他	29	1,423
営業外費用合計	8,083	21,890
経常利益	43,733	1,126,602
税引前当期純利益	43,733	1,126,602
法人税、住民税及び事業税	2,290	27,739
法人税等調整額	△74,001	115,803
法人税等合計	△71,711	143,542
当期純利益	115,444	983,060

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	100,000	100,000	1,079,510	1,179,510	1,345	△779,500
当期変動額						
欠損填補			△779,500	△779,500		779,500
当期純利益						115,444
当期変動額合計	－	－	△779,500	△779,500	－	894,944
当期末残高	100,000	100,000	300,010	400,010	1,345	115,444

	株主資本		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	
	利益剰余金合計		
当期首残高	△778,154	501,355	501,355
当期変動額			
欠損填補	779,500	－	－
当期純利益	115,444	115,444	115,444
当期変動額合計	894,944	115,444	115,444
当期末残高	116,790	616,800	616,800

当事業年度（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	100,000	100,000	300,010	400,010	1,345	115,444
当期変動額						
当期純利益						983,060
当期変動額合計	－	－	－	－	－	983,060
当期末残高	100,000	100,000	300,010	400,010	1,345	1,098,504

	株主資本		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	
	利益剰余金合計		
当期首残高	116,790	616,800	616,800
当期変動額			
当期純利益	983,060	983,060	983,060
当期変動額合計	983,060	983,060	983,060
当期末残高	1,099,850	1,599,860	1,599,860

注記事項

（重要な会計方針）

１．　有価証券の評価基準及び評価方法

(１)売買目的有価証券

決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は、移動平均法により算定しております。）

(２)その他有価証券（営業投資有価証券を含む。）

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

投資事業有限責任組合出資金については、当該投資事業組合の直近の決算書の当社持分割合で評価、その他については移動平均法による原価法

２．　固定資産の減価償却の方法

(１)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は、次のとおりです。

建物	**７～15年**
工具、器具及び備品	**５～15年**

(２)無形固定資産

ソフトウエア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．　引当金の計上基準

(１)賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(２)役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(３)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

- **「収益認識に関する会計基準」**
  （企業会計基準第29号　平成30年３月30日　企業会計基準委員会）
- **「収益認識に関する会計基準の適用指針」**
  （企業会計基準適用指針第30号　平成30年３月30日　企業会計基準委員会）

１．概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年５月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年１月１日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の１つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

２．適用予定日

平成34年３月期の期首から適用します。

３．当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

※　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （平成29年３月31日）	当事業年度 （平成30年３月31日）
当座貸越極度額	1,000,000　千円	3,500,000　千円
借入実行額	550,000	380,000
差引額	450,000	3,120,000

なお、上記当座貸越契約においては、資金使途に関する審査を借入の条件としているため、必ずしも全額が借入実行されるものではありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

１．発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	120,166	―	―	120,166

２．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

１．発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普 通 株 式	120,166	―	―	120,166

２．配当に関する事項

（１）　配当金支払額

該当事項はありません。

（２）　基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年６月28日定時株主総会	普通株式	48,066	利益剰余金	400	平成30年３月31日	平成30年６月29日

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （平成29年３月31日）	当事業年度 （平成30年３月31日）
１年内	－	165,164
１年超	－	475,695
合計	－	640,859

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、親会社及び金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収投資顧問報酬のうち助言契約に基づく債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主として投資事業組合への出資であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

債務である未払費用及び預り金は、そのほとんどが６ヶ月以内の支払期日であります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、諸規程等に沿って経理財務部が顧客相手ごとに残高を管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行会社の財務状況等の把握を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの計画に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません（（注２）を参照）。

前事業年度（平成29年３月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）現金及び預金	767,152	767,152	－
（２）顧客分別金信託	650,000	650,000	－
（３）未収委託者報酬	641,092	641,092	－
（４）未収投資顧問報酬	43,372	43,372	－
資産計	2,101,617	2,101,617	－
（１）短期借入金	550,000	550,000	－
（２）預り金	714,579	714,579	－
（３）未払金	28,539	28,539	－
（４）未払費用	255,907	255,907	－
（５）未払法人税等	2,280	2,280	－
（６）未払消費税等	18,722	18,722	－
負債計	1,570,029	1,570,029	－

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（１）現金及び預金、（２）顧客分別金信託、（３）未収委託者報酬、及び（４）未収投資顧問報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

（１）短期借入金、（２）預り金、（３）未払金、（４）未払費用、（５）未払法人税等、及び（６）未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（平成30年３月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）現金及び預金	683,475	683,475	－
（２）顧客分別金信託	330,000	330,000	－
（３）未収委託者報酬	2,384,184	2,384,184	－
（４）未収投資顧問報酬	60,272	60,272	－
資産計	3,457,932	3,457,932	－
（１）短期借入金	380,000	380,000	－
（２）預り金	590,329	590,329	－
（３）未払金	52,071	52,071	－
（４）未払費用	952,120	952,120	－
（５）未払法人税等	27,722	27,722	－
（６）未払消費税等	91,327	91,327	－
負債計	2,093,571	2,093,571	－

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（１）現金及び預金、（２）顧客分別金信託、（３）未収委託者報酬、及び（４）未収投資顧問報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

（１）短期借入金、（２）預り金、（３）未払金、（４）未払費用、（５）未払法人税等、及び（６）未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品　　（単位：千円）

区分	前事業年度（平成29年３月31日）	当事業年度（平成30年３月31日）
非上場株式	0	0
投資事業組合出資金	167	201
敷金	－	174,438

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュフローを見積ることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、金融商品の時価等に関する事項には含めておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年３月31日）

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	767,152	－	－	－
顧客分別金信託	650,000	－	－	－
未収委託者報酬	641,092	－	－	－
未収投資顧問報酬	43,372	－	－	－
合計	2,101,617	－	－	－

当事業年度（平成30年３月31日）

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	683,475	－	－	－
顧客分別金信託	330,000	－	－	－
未収委託者報酬	2,384,184	－	－	－
未収投資顧問報酬	60,272	－	－	－
合計	3,457,932	－	－	－

（注４）金銭債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成29年３月31日）

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
短期借入金	550,000	－	－	－	－	－
合計	550,000	－	－	－	－	－

当事業年度（平成30年３月31日）

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
短期借入金	380,000	－	－	－	－	－
合計	380,000	－	－	－	－	－

（有価証券関係）

前事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

重要性がないため記載を省略しております。

当事業年度（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

重要性がないため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職金制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）	当事業年度 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）
退職給付引当金の期首残高	6,934千円	9,298千円
退職給付費用	2,364千円	3,356千円
退職給付の支払額	－千円	－千円
その他	－千円	－千円
退職給付引当金の期末残高	9,298千円	12,654千円

（２）退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 （平成29年３月31日）	当事業年度 （平成30年３月31日）
非積立型制度の退職給付債務	9,298千円	12,654千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,298千円	12,654千円
退職給付引当金	9,298千円	12,654千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,298千円	12,654千円

（３）退職給付費用

	前事業年度 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）	当事業年度 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）
簡便法で計算した退職給付費用	2,364千円	3,356千円

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（１）ストック・オプションの内容

付与対象者の区分及び人数	当社従業員　　18名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　　5,952株
付与日	平成27年12月1日
権利確定条件	付与日（平成27年12月１日）以降、権利確定日（平成29年９月30日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自　平成27年12月1日　至　平成29年９月30日
権利行使期間	自　平成29年10月1日　至　平成37年８月31日

(注)株式数に換算して記載しております。

（２） ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成29年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①　ストック・オプションの数

	第４回新株予約権
権利確定前	
前事業年度末	5,952株
付与	－
失効	110株
権利確定	－
未確定残	5,842株
権利確定後	
前事業年度末	－
権利確定	－
権利行使	－
失効	－
未行使残	－

(注)株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	第４回新株予約権
権利行使価格	3,132円
行使時平均株価	－
付与日における公正な評価単価	－

当事業年度（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（１）ストック・オプションの内容

	第４回新株予約権	第５回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　　18名	当社従業員　　３名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　　5,952株	普通株式　　158株
付与日	平成27年12月1日	平成29年８月1日
権利確定条件	付与日（平成27年12月１日）以降、権利確定日（平成29年９月30日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成29年８月１日）以降、権利確定日（平成31年６月30日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自　平成27年12月1日 至　平成29年９月30日	自　平成29年８月１日 至　平成31年６月30日
権利行使期間	自　平成29年10月1日 至　平成37年８月31日	自　平成31年７月１日 至　平成39年５月31日

(注)株式数に換算して記載しております。

（２） ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成30年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①　ストック・オプションの数

	第４回新株予約権	第５回新株予約権
権利確定前		
前事業年度末	5,842株	－
付与	－	158株
失効	－	－
権利確定	－	－
未確定残	5,842株	158株
権利確定後		
前事業年度末	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
未行使残	－	－

(注)株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	第４回新株予約権	第５回新株予約権
権利行使価格	3,132円	7,684円
行使時平均株価	―	―
付与日における公正な評価単価	―	―

（３）ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は、未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定の基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法、修正簿価純資産法及び類似会社比較法の平均価額をもって総合評価しております。

（４）ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（５）ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額　159,408千円

② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額　―千円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成29年３月31日）	当事業年度 （平成30年３月31日）
繰延税金資産		
賞与引当金	14,406 千円	22,309 千円
退職給付引当金	3,123	4,377
未払費用	2,685	3,448
一括償却資産	310	3,113
役員賞与引当金	1,735	2,005
減価償却超過額	97	250
減損損失	47	41
営業投資有価証券評価損	100	103
未払事業所税	477	843
未払事業税等	－	2,470
資産除去債務	12,208	29,207
繰延資産償却	－	4,153
繰越欠損金	370,487	－
繰越税金資産小計	405,680	72,326
評価性引当額	△273,224	△38,382
繰延税金資産合計	132,456	33,944
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△6,627	△22,078
前払費用	－	△1,839
繰延税金負債合計	△6,627	△23,918
繰延税金資産の純額	125,828	10,025

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （平成29年３月31日）	当事業年度 （平成30年３月31日）
法定実効税率	33.8 %	34.8 %
(調整)		
住民税均等割	5.2	0.2
所得拡大促進税制による特別控除	－	△ 0.1
評価性引当額の増減	△ 201.7	△ 20.8
その他	△ 1.3	△1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 164.0	12.7

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ　当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から７～15年と見積り、割引率は0.000%～1.395%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ　当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）	当事業年度 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）
期首残高	18,630 千円	36,346 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	17,456	47,802
時の経過による調整額	259	288
資産除去債務の履行による減少額	－	－
その他増減額（△は減少）	－	－
期末残高	36,346	84,437

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

１．報告セグメントの概要

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の金額の算定方法

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の金額に関する情報

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

４．報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

前事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

投信投資顧問業の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

（単位：千円）

日本	欧州	合計
1,164,112	124,172	1,288,285

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

投信投資顧問業の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

（単位：千円）

日本	欧州	合計
3,413,298	439,835	3,853,134

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高
親会社	㈱ＩＳホールディングス	東京都千代田区	600	持株会社	（被所有）直接 53.5%	被債務保証	資金の返済	150,000	－	－
							被債務保証	550,000	－	－
							支払利息	672	－	－

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 金融機関からの借入に対して、極度額1,100百万円の債務保証枠を受けております。

当事業年度（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高
親会社	㈱ＩＳホールディングス	東京都千代田区	600	持株会社	（被所有）直接 53.5%	資金の借入	資金の借入	530,000	－	－
							資金の返済	530,000	－	－
							支払利息	193	－	－

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

㈱３Ａ（未上場）

㈱ＩＳホールディングス（未上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）	当事業年度 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）
１株当たり純資産額	5,132.87円	13,313.68円
１株当たり当期純利益金額	960.70円	8,180.81円

（注）　１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）	当事業年度 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）
当期純利益金額（千円）	115,444	983,060
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	115,444	983,060
期中平均株式数（株）	120,166	120,166
希薄化効果を有しないため潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権１種類 （新株予約権の数5,842個） なお、新株予約権の概要は「（ストック・オプション等関係）」に記載のとおりであります。	新株予約権２種類 （新株予約権の数6,000個） なお、新株予約権の概要は「（ストック・オプション等関係）」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表等

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

（単位：千円）

	当中間会計期間 （平成30年９月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	765,540
顧客分別金信託	400,000
未収委託者報酬	3,204,705
未収投資顧問報酬	69,475
その他	54,094
流動資産合計	4,493,815
固定資産	
有形固定資産	
建物	147,356
減価償却累計額	△24,032
建物（純額）	123,323
工具、器具及び備品	29,085
減価償却累計額	△6,293
工具、器具及び備品（純額）	22,791
有形固定資産合計	146,115
無形固定資産	
ソフトウエア	13,023
無形固定資産合計	13,023
投資その他の資産	
投資有価証券	201
繰延税金資産	54,552
長期前払費用	2,002
敷金	174,438
投資その他の資産合計	231,194
固定資産合計	390,334
資産合計	4,884,150

（単位：千円）

		当中間会計期間 （平成30年９月30日）
負債の部		
流動負債		
預り金		635,269
未払費用		1,282,925
未払法人税等		415,242
賞与引当金		72,068
役員賞与引当金		8,794
その他	※１	110,854
流動負債合計		2,525,155
固定負債		
退職給付引当金		51,260
資産除去債務		80,594
固定負債合計		131,854
負債合計		2,657,009
純資産の部		
株主資本		
資本金		100,000
資本剰余金		
資本準備金		100,000
その他資本剰余金		300,010
資本剰余金合計		400,010
利益剰余金		
利益準備金		1,345
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,725,785
利益剰余金合計		1,727,130
株主資本合計		2,227,140
純資産合計		2,227,140
負債純資産合計		4,884,150

（２）中間損益計算書

（単位：千円）

		当中間会計期間 （自　平成30年４月１日 至　平成30年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		3,010,897
投資顧問報酬		190,365
営業収益合計		3,201,262
営業費用		1,322,423
一般管理費		824,900
営業利益		1,053,937
営業外収益	※１	5,379
営業外費用	※２	3,912
経常利益		1,055,403
特別損失		9,335
税引前中間純利益		1,046,068
法人税、住民税及び事業税		415,249
法人税等調整額		△44,526
法人税等合計		370,722
中間純利益		675,346

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　平成30年４月１日　至　平成30年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	100,000	100,000	300,010	400,010	1,345	1,098,504
当中間期変動額						
剰余金の配当						△48,066
中間純利益						675,346
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	627,280
当中間期末残高	100,000	100,000	300,010	400,010	1,345	1,725,785

	株主資本		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	
	利益剰余金合計		
当期首残高	1,099,850	1,599,860	1,599,860
当中間期変動額			
剰余金の配当	△48,066	△48,066	△48,066
中間純利益	675,346	675,346	675,346
当中間期変動額合計	627,280	627,280	627,280
当中間期末残高	1,727,130	2,227,140	2,227,140

（重要な会計方針）

１.有価証券の評価基準及び評価方法

（１）売買目的有価証券

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は、移動平均法により算定しております。）

（２）その他有価証券（営業投資有価証券を含む。）

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

投資事業有限責任組合出資金については、当該投資事業組合の直近の決算書の当社持分割合で評価、その他については移動平均法による原価法

２.固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	**７～15年**
工具、器具及び備品	**５～15年**

（２）無形固定資産

ソフトウエア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

（会計上の見積りの変更）

当中間会計期間において、当社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、セミナールーム等への改装による原状回復費用の見積り等の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用及び使用見込期間に関して見積りの変更を行ないました。

この見積りの変更による減少額4,044千円を変更前の資産除去債務から減算しております。

なお、この変更による当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

（中間貸借対照表関係）

※１．消費税等の取り扱い

当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

２．当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	当中間会計期間 （平成30年９月30日）
当座貸越極度額	3,500,000　千円
借入実行額	－
差引額	3,500,000

なお、上記当座貸越契約においては、資金使途に関する審査を借入の条件としているため、必ずしも全額が借入実行されるものではありません。

（中間損益計算書関係）

※１ 営業外収益のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　平成30年４月１日 至　平成30年９月30日）
受取利息	43　千円
為替差益	3,052
セミナー収入	357
講演、原稿料等収入	1,920

※２ 営業外費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　平成30年４月１日 至　平成30年９月30日）
支払利息	3,912　千円

３．減価償却実施額

	当中間会計期間 （自　平成30年４月１日 至　平成30年９月30日）
有形固定資産	8,793　千円
無形固定資産	2,171

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　平成30年４月１日　至　平成30年９月30日）

１．　発行済株式の種類および総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	120,166	11,896,434	－	12,016,600
合計	120,166	11,896,434	－	12,016,600

（注）平成30年８月29日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行ったことによる増加であります。

２．　配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年６月28日 定時株主総会	普通株式	48,066	400	平成30年３月31日	平成30年６月29日

（２）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	当中間会計期間 （平成30年９月30日）
１年内	155,891
１年超	407,023
合計	562,914

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注２）を参照）。

当中間会計期間（平成30年９月30日）

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）現金及び預金	765,540	765,540	－
（２）顧客分別金信託	400,000	400,000	－
（３）未収委託者報酬	3,204,705	3,204,705	－
（４）未収投資顧問報酬	69,475	69,475	－
資産計	4,439,721	4,439,721	－
（１）預り金	635,269	635,269	－
（２）未払費用	1,282,925	1,282,925	－
（３）未払法人税等	415,242	415,242	－
負債計	2,333,437	2,333,437	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（１）現金及び預金、（２）顧客分別金信託、（３）未収委託者報酬、及び（４）未収投資顧問報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

（１）預り金、（２）未払費用、及び（３）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	0
投資事業有限責任組合出資金	201
敷金	174,438

これらについては市場価格がなく、かつ、将来キャッシュフローを見積ることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、金融商品の時価等に関する事項には含めておりません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自　平成30年４月１日　至　平成30年９月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	84,437千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	200千円
見積りの変更による減少額	△4,044千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
その他増減額（△は減少）	－千円
当中間会計期間末残高	80,594千円

（セグメント情報等）

１．　セグメント情報

当社は、投信投資顧問事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．　関連情報

当中間会計期間（自　平成30年４月１日　至　平成30年９月30日）

（ア）製品及びサービスごとの情報

投信投資顧問事業の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（イ）地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（ウ）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (平成30年９月30日)
１株当たり純資産額	185円34銭

１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　平成30年４月１日 至　平成30年９月30日）
１株当たり中間純利益金額	56円20銭
（算定上の基礎）	
中間純利益金額（千円）	675,346
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	675,346
普通株式の期中平均株式数（株）	12,016,600
希薄化効果を有しないため潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成27年11月18日取締役会決議の第４回新株予約権 新株予約権5,842個（目的となる株式の数　普通株式584,200株） 平成29年７月19日取締役会決議の第５回新株予約権 新株予約権158個（目的となる株式の数　普通株式15,800株）

（注）１.潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

２.当社は、平成30年８月29日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり中間純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役、その他役員に類する役職にある者または使用人との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜さるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

②運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(１)定款の変更

2018年８月10日開催の取締役会において、以下の定款一部変更決議を行っております。（効力発生日：2018年８月29日）

①株式の分割（1：100）の割合に応じて発行可能株式総数を増加させました。

②単元株制度を採用いたしました

2018年８月29日開催の臨時株主総会において、以下の定款一部変更決議を行っております。

①単元株制度新設に伴い、株主が有する単元未満株式の権利について新設いたしました。

②株式の譲渡制限を廃止いたしました。

(２)訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実は、ありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(１)受託会社

(a)名称	(b)資本金の額※	(c)事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	「銀行法」に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）」に基づき信託業務を営んでいます。

※　2018年10月末現在

(２)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額※	(c)事業の内容
株式会社SBI証券	48,323百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社	3,000百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
株式会社八十二銀行	52,243百万円	「銀行法」に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社百五銀行	20,000百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	
株式会社北越銀行	24,538百万円	
株式会社北陸銀行	140,409百万円	
株式会社みずほ銀行	1,404,065百万円	
住友生命保険相互会社	639,000百万円（基金の総額）	「保険業法」に基づき保険業を営んでいます。

※　2018年３月末現在

２【関係業務の概要】

(１)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行ないます。

＜再信託受託者の概要＞

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金：51,000百万円（2018年10月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(２)販売会社

受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

３【資本関係】

(１)受託会社

該当事項はありません。

(２)販売会社

該当事項はありません。

第３【参考情報】

当計算期間中において、「ひふみ年金」にかかる書類を以下のとおり提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	2017年12月22日
有価証券報告書	2017年12月22日
有価証券届出書の訂正届出書	2018年１月29日
有価証券届出書の訂正届出書	2018年５月17日
半期報告書	2018年６月22日
有価証券届出書の訂正届出書	2018年６月22日
有価証券届出書の訂正届出書	2018年７月31日
有価証券届出書の訂正届出書	2018年８月31日
有価証券届出書の訂正届出書	2018年11月15日

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成30年６月29日

レオス・キャピタルワークス株式会社

取 締 役 会　御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　宝金　正典

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　水戸　信之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレオス・キャピタルワークス株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レオス・キャピタルワークス株式会社の平成30年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年11月22日

レオス・キャピタルワークス株式会社

取 締 役 会　　御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひふみ年金の平成29年10月３日から平成30年10月１日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひふみ年金の平成30年10月１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

レオス・キャピタルワークス株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成30年11月14日

レオス・キャピタルワークス株式会社

取 締 役 会　御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　宝金　正典

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　水戸　信之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレオス・キャピタルワークス株式会社の平成30年４月１日から平成31年３月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成30年４月１日から平成30年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、レオス・キャピタルワークス株式会社の平成30年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年４月１日から平成30年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。